



# 埼玉県報

号外第7号

平成22年4月1日

木曜日

## 目次

### 規則

- [埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則\(財務課\)](#)

### 告示

- [全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更\(財政課\)](#)
- [関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更\(財政課\)](#)
- [埼玉県地域保健医療計画の変更\(保健医療政策課\)](#)
- [さいたま市及び川越市への事務委託\(保健医療政策課\)](#)
- [県道さいたま草加線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま菖蒲線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま菖蒲線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県流域下水道事業が口座振替の方法により支出する場合の振替先金融機関を定める告示\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県情報公開条例による公文書の写しの交付を求める者が負担すべき費用等を定める告示\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県情報公開条例による公文書を検索するための資料を定める告示\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県情報公開条例による情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める法人として埼玉県下水道事業管理者が定める出資法人を定める告示\(下水道管理課\)](#)

- [埼玉県個人情報保護条例による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる法人として埼玉県下水道事業管理者が定める出資法人を定める告示\(下水道管理課\)](#)
- [電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の根拠となる条例の名称及び条項の告示\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程\(下水道管理課\)](#)
- [平成二十二年度において埼玉県下水道局が発注する物品の買い入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示\(下水道管理課\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約等のうち平成二十二年度において埼玉県下水道事業管理者及びその委託を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示\(下水道管理課\)](#)
- [平成22年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施\(警務課\)](#)
- [平成22年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施\(警務課\)](#)
- [平成22年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施\(警務課\)](#)

## 正誤

- [埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号中訂正\(文書課\)](#)

## 規 則

埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十五号

埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第二十二号）の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

# 告 示

埼玉県告示第五百二十九号

全国自治宝くじ事務協議会に相模原市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第三条第二号中「岡山市」の下に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第五百二十号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に相模原市を加え、これに伴い関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第三条第二号中「横浜市」の下に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十一号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により、埼玉県地域保健医療計画の一部を別紙のとおり変更したので、同法第三十条の四第十二項の規定により公示する。

なお、変更後の埼玉県地域保健医療計画は、埼玉県保健医療部保健医療政策課、県内の各保健所に備え置いて一般の縦覧に供するほか、埼玉県のホームページに掲載する。

平成二十二年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">埼玉県地域保健医療計画</p> <p>第1部 計画の基本的考え方</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 計画の背景</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 保健医療の概況</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保健医療施設等</p> <p>(1) 保健衛生施設</p> <p>ア 保健所</p> <p>県が設置する保健所は、県民の健康と生活を守る地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての役割を果たします。市町村や医師会をはじめとする保健・医療・福祉関係機関と連携して、この計画の作成及び推進を図る役割も有しています。</p> <p>[保健所13か所]</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県地域保健医療計画</p> <p>第1部 計画の基本的考え方</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 計画の背景</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 保健医療の概況</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保健医療施設等</p> <p>(1) 保健衛生施設</p> <p>ア <u>福祉保健総合センター・保健所</u></p> <p>県が設置する<u>福祉保健総合センター</u>と保健所は、県民の健康と生活を守る地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての役割を果たします。市町村や医師会をはじめとする保健・医療・福祉関係機関と連携して、この計画の作成及び推進を図る役割も有しています。</p> <p>[<u>福祉保健総合センター10か所</u>、<u>保健所13か所</u>(うち10か所は福祉保健総合センターに併設)、<u>分室11か所</u>]</p>

変更後	変更前
<p>また、都道府県のほか、地方自治法に定める指定都市及び中核市、地域保健法施行令に定める市並びに特別区も保健所を設置しています。</p> <p>〔2か所：さいたま市、川越市〕</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 医療施設等</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 救急医療施設等</p> <p>本県の救急医療体制は、病気やけがの症状の度合いに応じて、次の体制を整備しています。</p> <p>(7) 外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制</p> <p>(4) 入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制</p> <p>(7) 重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制</p> <p>初期救急医療は、在宅当番医制、休日夜間急患センター、休日歯科診療所及び在宅歯科当番医により実施されています。</p>	<p>また、都道府県のほか、地方自治法に定める指定都市及び中核市、地域保健法施行令に定める市並びに特別区も保健所を設置しています。</p> <p>〔2か所：さいたま市、川越市〕</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 医療施設等</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 救急医療施設等</p> <p>本県の救急医療体制は、病気やけがの症状の度合いに応じて、次の体制を整備しています。</p> <p>(7) 外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制</p> <p>(4) 入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制</p> <p>(7) 重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制</p> <p>平成19年9月1日現在の初期救急医療は、在宅当番医制<u>25地区</u>、休日夜間急患センター<u>28か所</u>、休日歯科診療所<u>14か所</u>及び在宅歯科当番医<u>2地区</u>により実施されて</p>



変更後	変更前
<p>第二次救急医療は、第二次救急医療圏ごとに病院群輪番制方式により実施されています。</p> <p>第三次救急医療は、救命救急センターを中心に実施されています。</p> <p>オ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 保健医療圏及び基準病床数</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 本県における保健医療圏</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 二次保健医療圏</p> <p>二次保健医療圏は、病院における入院医療の提供体制を整備することが相当と認められる地域単位です。</p> <p>本県では、1次計画策定時に9つの二次保健医療圏を設定しました。これは複数の市町村で構成する広域行政圏の区域を踏</p>	<p>います。</p> <p>第二次救急医療は、<u>県内16の</u>第二次救急医療圏ごとに病院群輪番制方式により実施されています。</p> <p>第三次救急医療は、<u>県内6か所の</u>救命救急センターを中心に実施されています。</p> <p>オ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 保健医療圏及び基準病床数</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 本県における保健医療圏</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 二次保健医療圏</p> <p>二次保健医療圏は、病院における入院医療の提供体制を整備することが相当と認められる地域単位です。</p> <p>本県では、1次計画策定時に9つの二次保健医療圏を設定しました。これは複数の市町村で構成する広域行政圏の区域を踏</p>

変更後	変更前
<p>まえて、保健医療面のみならず、日常生活圏、交通条件、生活基盤の整備状況等、総合的な観点から設定したものです。</p> <p><u>この計画においても、基本的には従前の第4次計画の区域をもって設定したところですが、県の総合計画である「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」地域別計画が策定されたことから、この地域区分と整合を図るため、平成22年4月から二次保健医療圏を変更します。</u></p> <p><u>「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」地域別計画の地域区分は、地域特性の共通性や日常生活圏の一体性に配慮し、保健・医療や日常の買物行動、地域のまとまりに影響を与える鉄道や道路などの交通軸、政令指令都市の区域などを考慮して設定されています。</u></p> <p><u>変更する二次保健医療圏の圏域は、この地域区分に合わせて設定します。</u></p> <p><u>また、保健医療サービスの一層の充実を図るため、人口や面積の大きい二次保健医療圏に副次圏を設定します。</u></p> <p><u>保健・医療に関する地域の中核機関である保健所の管轄区域は、この新たな二次保健医療圏（副次圏）を基本とします。</u></p>	<p>まえて、保健医療面のみならず、日常生活圏、交通条件、生活基盤の整備状況等、総合的な観点から設定したものです。<u>この計画でも、同様の観点から、基本的には従前の第4次計画の区域をもって設定します。ただし、第4次計画策定後に、区域を超えて市町村合併が行われた地域（さいたま市岩槻区）については、一次保健医療圏との整合性を図って統合します。</u></p> <p><u>また、保健・医療・福祉に関する地域の中核機関である福祉保健総合センター・保健所の管轄区域は、二次保健医療圏（副次圏）となっています。</u></p> <p><u>なお、この計画の策定と時期を同じくして、ゆとりとチャンスの埼玉プラン地域別計画の策定が進められています。この計画は当該地域別計画における地域区分と整合を図る観点から、計画期間中においても圏域設定を見直す場合があります。</u></p>

変更後

二次保健医療圏の区域は表のとおりです。

二次保健医療圏	圏域内保健所	圏域内市町村
南部保健医療圏	川口保健所	川口市・蕨市・戸田市・鳩ヶ谷市
南西部保健医療圏	朝霞保健所	朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町
東部保健医療圏		下記市町
副 次 圏	東部(北)保健医療圏	春日部保健所 春日部市・越谷市・松伏町
	東部(南)保健医療圏	草加保健所 草加市・八潮市・三郷市・吉川市
さいたま保健医療圏	さいたま市保健所	さいたま市
県央保健医療圏	鴻巣保健所	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
川越比企保健医療圏		下記市町村
副 次 圏	川越比企(北)保健医療圏	東松山保健所 東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
	川越比企(南)保健医療圏	坂戸保健所 坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町
西部保健医療圏	狭山保健所	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市
利根保健医療圏		下記市町
副 次 圏	利根(北)保健医療圏	加須保健所 行田市・加須市・羽生市
	利根(南)保健医療圏	幸手保健所 久喜市・蓮田市・幸手市・宮代町・白岡町・杉戸町
北部保健医療圏		下記市町
副 次 圏	北部(東)保健医療圏	熊谷保健所 熊谷市・深谷市・寄居町
	北部(西)保健医療圏	本庄保健所 本庄市・美里町・神川町・上里町
秩父保健医療圏	秩父保健所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町

※平成22年4月から適用

変更前

二次保健医療圏の区域は表のとおりです。

二次保健医療圏	圏域内福祉保健総合センター及び保健所	圏域内市町村
東部保健医療圏	埼玉南福祉保健総合センター	下記市町
副 次 圏	東部(北)保健医療圏	春日部保健所 春日部市・蓮田市
	東部(南)保健医療圏	越谷保健所 草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町
中央保健医療圏	北足立福祉保健総合センター	下記市町
副 次 圏	中央(北)保健医療圏	さいたま市保健所 さいたま市
	中央(南)保健医療圏	鴻巣保健所 鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
西部第一保健医療圏	川口保健所	川口市・蕨市・戸田市・鳩ヶ谷市
西部第二保健医療圏	入間東福祉保健総合センター	下記市町
副 次 圏	西部第一(東)保健医療圏	川越市保健所 川越市
	西部第一(西)保健医療圏	朝霞保健所 朝霞市・志木市・和光市・新座市 所沢保健所 富士見市・ふじみ野市・三芳町
西部第二保健医療圏	所沢保健所	所沢市・狭山市・入間市
西部第二保健医療圏	入間西福祉保健総合センター 坂戸保健所	飯能市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・毛呂山町・越生町・鳩山町
比企保健医療圏	比企福祉保健総合センター 東松山保健所	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
秩父保健医療圏	秩父福祉保健総合センター 秩父保健所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町
児玉保健医療圏	児玉福祉保健総合センター 本庄保健所	本庄市・美里町・神川町・上里町
大里保健医療圏	大里福祉保健総合センター 熊谷保健所	熊谷市・深谷市・寄居町
利根保健医療圏		下記市町
副 次 圏	利根(北)保健医療圏	北埼玉福祉保健総合センター 加須保健所 行田市・加須市・羽生市・騎西町・北川辺町・大利根町
	利根(南)保健医療圏	埼玉北福祉保健総合センター 幸手保健所 久喜市・幸手市・宮代町・白岡町・菫蒲町・栗橋町・鷲宮町・杉戸町

変更後

第3節 基準病床数

(略)

1 一般病床及び療養病床

療養病床及び一般病床は、医療法施行規則に規定する算定式に基づき、二次保健医療圏ごとに定めることとされています。

算定に当たっては、一定の範囲内で県の裁量による加算ができます。本県では、平成19年度に実施した病院整備計画の公募結果も踏まえて、下表のとおり定めます。

二次保健医療圏	基準病床数
南部保健医療圏	4,004
南西部保健医療圏	3,589
東部保健医療圏	7,280
さいたま保健医療圏	6,500
県央保健医療圏	2,604
川越比企保健医療圏	6,967
西部保健医療圏	6,541
利根保健医療圏	4,210
北部保健医療圏	3,753
秩父保健医療圏	585
計	46,033

(参考)

既存病床数
4,248
3,907
7,280
7,224
3,333
6,828
7,268
4,210
3,647
754
48,699

(平成20年4月末日現在)

2 (略)

変更前

第3節 基準病床数

(略)

1 一般病床及び療養病床

療養病床及び一般病床は、医療法施行規則に規定する算定式に基づき、二次保健医療圏ごとに定めることとされています。

算定に当たっては、一定の範囲内で県の裁量による加算ができます。本県では、平成19年度に実施した病院整備計画の公募結果も踏まえて、下表のとおり定めます。

二次保健医療圏	基準病床数
東部保健医療圏	7,964
中央保健医療圏	13,108
西部第一保健医療圏	11,151
西部第二保健医療圏	4,170
比企保健医療圏	1,776
秩父保健医療圏	585
児玉保健医療圏	925
大里保健医療圏	2,828
利根保健医療圏	3,526
計	46,033

(参考)

既存病床数
7,964
14,805
12,632
3,856
1,515
754
900
2,747
3,526
48,699

(平成20年4月末日見込み)

2 (略)

変更後	変更前
<p>第2部 保健医療推進計画</p> <p>第1章 質が高く効率的な医療提供体制の確保</p> <p>がんや脳卒中など主要な疾病等の病態に応じた各機能（急性期、回復期、在宅医療など）ごとの診療実施施設については、医療機能情報提供システムを活用し、県ホームページにより情報提供します。</p> <p>URL : <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/">http://www.pref.saitama.lg.jp/</a></p> <p>特定の医療機能を有する病院位置図並びに救急医療体制参画医療機関などの情報は、本計画の資料編に掲載しています。</p> <p>第1節 患者本位の医療の提供と医療安全の確保</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1) 医療機能情報提供システムの運営</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2節 医療機関の機能分化・連携と医療機能の重点化の促進</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第2部 保健医療推進計画</p> <p>第1章 質が高く効率的な医療提供体制の確保</p> <p>がんや脳卒中など主要な疾病等の病態に応じた各機能（急性期、回復期、在宅医療など）ごとの診療実施施設については、医療機能情報提供システム <u>(仮称)</u> を活用し、県ホームページにより情報提供します。URL : <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/">http://www.pref.saitama.lg.jp/</a></p> <p>特定の医療機能を有する病院位置図並びに救急医療体制参画医療機関などの情報は、本計画の資料編に掲載しています。</p> <p>第1節 患者本位の医療の提供と医療安全の確保</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1) 医療機能情報提供システム <u>(仮称)</u> の運営</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2節 医療機関の機能分化・連携と医療機能の重点化の促進</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

変更後	変更前
<p>(6) 医療機能情報提供システムの運営</p> <p>(7) 中核的医療機関に対する開業医の支援</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第7節 小児医療</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1) 小児救急医療については、症状に応じて初期から第三次までの救急医療体制を整備し、対応しています。初期救急は、入院の必要のない軽症患者を対象に、休日夜間急患センター、在宅当番医制で対応しています。第二次小児救急は、重症患者を対象に、小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院で対応しています。第三次救急は、重篤患者を対象に、救命救急センターで対応しています。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(6) 医療機能情報提供システム <u>(仮称)</u> の運営</p> <p>(7) 中核的医療機関を <u>開業医が支援するシステムの構築</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第7節 小児医療</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1) 小児救急医療については、症状に応じて初期から第三次までの救急医療体制を整備し、対応しています。初期救急は、入院の必要のない軽症患者を対象に、休日夜間急患センター <u>(28か所)</u>、在宅当番医制 <u>(25地区)</u> で対応しています。第二次小児救急は、重症患者を対象に、小児救急医療支援事業 <u>(12地区)</u>、小児救急医療拠点病院 <u>(4地区・2か所)</u> で対応しています。第三次救急は、重篤患者を対象に、救命救急センター <u>(6か所)</u> で対応しています。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1) (略)</p>

変更後	変更前
<p>(2) 中核的医療機関<u>に対する開業医の支援</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第8節 周産期医療</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 出生数及び出生率は年々減少しているものの、<u>極低出生体重児</u>（出生時の体重が<u>1, 500 g</u>未満の児）の出生数は<u>増加傾向にあります</u>。</p> <p>(5) <u>ハイリスク妊産婦やハイリスク新生児に適切に対処するためNICU（新生児集中治療室）病床の不足解消、周産期医療ネットワークの機能充実に努める必要があります</u>。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1) <u>周産期母子医療センターにおける産科医、小児科医の確保</u></p> <p>(2) <u>救命処置が必要な重症妊産婦に対応する母体救命コントロールセンターの運営</u></p>	<p>(2) 中核的医療機関<u>を開業医が支援するシステムの構築</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第8節 周産期医療</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 出生数及び出生率は年々減少しているものの、<u>低出生体重児</u>（出生時の体重が<u>2, 500 g</u>未満の児）の出生数は<u>横ばい傾向です</u>。</p> <p>(5) <u>低出生体重児に代表されるハイリスクの妊娠・分娩に適切に対処するため、周産期医療のネットワークをより一層有機的に機能させていく必要があります</u>。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1) <u>中核的医療機関を開業医が支援するシステムの構築</u></p> <p>(2) <u>周産期医療に係る情報提供体制の充実・強化</u></p>

変更後	変更前
<p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 周産期医療に係る情報システムの改善</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第9節 救急医療</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第二次救急医療体制は、入院や手術を必要とする重症救急患者に対応するもので、<u>第二次救急医療圏</u>ごとに病院群輪番制により実施しています。</p> <p>(4) 第三次救急医療体制は、生命の危機が切迫している重篤患者に対応するもので、救命救急センターで実施しています。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10節 災害時医療</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県では平成9年から災害拠点病院の整備を進めており、基</p>	<p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第9節 救急医療</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第二次救急医療体制は、入院や手術を必要とする重症救急患者に対応するもので、<u>県内を16の救急医療圏に分け地区</u>ごとに病院群輪番制により実施しています。</p> <p>(4) 第三次救急医療体制は、生命の危機が切迫している重篤患者に対応するもので、<u>県内6か所の救命救急センター</u>で実施しています。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10節 災害時医療</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県では平成9年から災害拠点病院の整備を進めており、基</p>



変更後	変更前
<p>幹災害医療センター<u>及び</u>地域災害拠点病院を指定しています。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11節～第17節 (略)</p> <p>第18節 保健医療福祉従事者等の確保</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 研修医の誘導・定着策の推進</u></p> <p><u>(3) 開業医の支援による病院勤務医師の負担軽減</u></p> <p><u>(4) 女性医師に対する就業支援策の推進</u></p> <p><u>(5)～(11)</u> (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 安心・安全なくらしを守る健康危機管理体制の構築</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 保健衛生施設の機能充実</p>	<p>幹災害医療センターを<u>1か所</u>、地域災害拠点病院を<u>10か所</u>指定しています。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11節～第17節 (略)</p> <p>第18節 保健医療福祉従事者等の確保</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 主な取組</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(8)</u> (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 安心・安全なくらしを守る健康危機管理体制の構築</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 保健衛生施設の機能充実</p>

変更後	変更前
<p>1 現状と課題</p> <p>(1) 広域的、専門的なサービスを提供する保健所は、県が13保健所を設置しています。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 保健所では、精神保健福祉センター、<u>福祉事務所</u>、<u>児童相談所</u>などとも連携を図っています。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4章 圏域の重点取組</p> <p><u>第1節 南部保健医療圏</u></p> <p>1 がん医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市、医師会、医療機関、薬局、保健所</p> <p>2 糖尿病等の生活習慣病対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>1 現状と課題</p> <p>(1) 広域的、専門的なサービスを提供する保健所は、県が13保健所を設置しています。<u>そのうち10保健所は、福祉の事務も扱う福祉保健総合センター内にあります。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 保健所では、精神保健福祉センター<u>や</u>児童相談所などとも連携を図っています。</p> <p><u>(5) 県民の日常生活圏や公共交通網の整備などの動向次第では、保健所等の配置見直しが必要となります。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4章 圏域の重点取組</p> <p><u>第2節 中央保健医療圏</u></p> <p>1 がん医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市<u>町</u>、医師会、医療機関、薬局、保健所</p> <p>2 糖尿病等の生活習慣病対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

変更後	変更前
<p>(3) 実施主体 医療保険者、市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、保健所</p> <p>3 在宅医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体 医療機関、訪問看護ステーション、薬局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市、<u>県福祉事務所</u>、保健所、介護保険事業者</p> <p>4 親と子の保健対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体 市、医師会、歯科医師会、児童相談所、教育委員会、学校、保健所</p> <p>5 地域における健康危機管理体制</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体 保健所、市、医師会等</p>	<p>(3) 実施主体 医療保険者、<u>市町</u>、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、保健所</p> <p>3 在宅医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体 医療機関、訪問看護ステーション、薬局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、<u>市町</u>、<u>福祉保健総合センター</u>、保健所、介護保険事業者</p> <p>4 親と子の保健対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体 <u>市町</u>、医師会、歯科医師会、児童相談所、教育委員会、学校、保健所</p> <p>5 地域における健康危機管理体制</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体 保健所、<u>市町</u>、医師会等</p>

変更後	変更前
<p><u>第2節 南西部保健医療圏</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康危機管理体制の整備充実</p> <p>(1) 目標</p> <p>原因の如何を問わず、健康危機に対して迅速・的確な対応がいつでもとれるよう、保健行政、医師会、警察、消防、医療機関、教育機関等各種団体及び住民組織などが緊密なネットワークを築き、緊急事態に備えます。</p> <p>(2) 主な取組</p> <p>ア 関係機関が連携した健康危機管理のネットワーク構築</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>第3節 東部保健医療圏</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 小児救急医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p>	<p><u>第3節 西部第一保健医療圏</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康危機管理体制の整備充実</p> <p>(1) 目標</p> <p>原因の如何を問わず、健康危機に対して迅速・的確な対応がいつでもとれるよう、<u>保健所管内ごとに</u>、保健行政、医師会、警察、消防、医療機関、教育機関等各種団体及び住民組織などが緊密なネットワークを築き、緊急事態に備えます。</p> <p>(2) 主な取組</p> <p>ア <u>管内</u>関係機関が連携した健康危機管理のネットワーク構築</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>第1節 東部保健医療圏</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 小児救急医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p>

変更後	変更前
<p>保健所、市町、医師会、<u>薬剤師会</u>、消防本部</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>第4節</u> <u>さいたま保健医療圏</u></p> <p>1 がん医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市、医師会、<u>薬剤師会</u>、医療機関</p> <p>2 糖尿病等の生活習慣病対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p><u>市</u>、<u>医療保険者</u>、医師会、歯科医師会、<u>薬剤師会</u>、<u>医療機関</u></p> <p>3 在宅医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p><u>市</u>、<u>医師会</u>、<u>歯科医師会</u>、<u>薬剤師会</u>、<u>医療機関</u>、<u>訪問看護ステーション</u>、<u>介護保険事業者</u></p>	<p>保健所、市町、医師会、消防本部</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>第2節</u> <u>中央保健医療圏</u></p> <p>1 がん医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市町、医師会、医療機関、<u>薬局</u>、<u>保健所</u></p> <p>2 糖尿病等の生活習慣病対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p><u>医療保険者</u>、<u>市町</u>、医師会、歯科医師会、<u>薬剤師会</u>、<u>医療機関</u>、<u>保健所</u></p> <p>3 在宅医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p><u>医療機関</u>、<u>訪問看護ステーション</u>、<u>薬局</u>、<u>医師会</u>、<u>歯科医師会</u>、<u>薬剤師会</u>、<u>市町</u>、<u>福祉保健総合センター</u>、<u>保健所</u>、<u>介護保険事業者</u></p>

変更後	変更前
<p>4 親と子の保健対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市、<u>教育委員会</u>、医師会、歯科医師会</p> <p>5 地域における健康危機管理体制</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市、医師会等</p> <p><u>第5節 県央保健医療圏</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>医療機関、訪問看護ステーション、薬局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町、<u>県福祉事務所</u>、保健所、介護保険事業者</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>4 親と子の保健対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市町、医師会、歯科医師会、<u>児童相談所</u>、<u>教育委員会</u>、<u>学校</u>、<u>保健所</u></p> <p>5 地域における健康危機管理体制</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p><u>保健所</u>、<u>市町</u>、医師会等</p> <p><u>第2節 中央保健医療圏</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>医療機関、訪問看護ステーション、薬局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町、<u>福祉保健総合センター</u>、保健所、介護保険事業者</p> <p>4・5 (略)</p>

変更後	変更前
<p data-bbox="232 300 616 331"><u>第6節 川越比企保健医療圏</u></p> <p data-bbox="264 360 705 392"><u>1 健康危機管理体制の整備充実</u></p> <p data-bbox="288 421 416 453"><u>(1) 目標</u></p> <p data-bbox="320 481 1115 632">健康危機に対して、原因の如何を問わず迅速・的確な対応がいつでもとれるよう、行政、医師会、消防、医療機関等の関係機関が緊密な連絡体制を整備して、緊急事態に備えます。</p> <p data-bbox="288 660 472 692"><u>(2) 主な取組</u></p> <p data-bbox="320 721 938 753">ア 健康危機管理意識の向上のための普及啓発</p> <p data-bbox="320 782 1055 813">イ 関係機関による健康危機管理対応のための体制整備</p> <p data-bbox="288 842 472 874"><u>(3) 実施主体</u></p> <p data-bbox="349 903 1115 935">保健所、市町村、医師会、薬剤師会、医療機関、消防本部</p> <p data-bbox="264 963 1115 1050"><u>2 生活習慣病予防からはじめる健康づくり対策（糖尿病対策を含む）</u></p> <p data-bbox="288 1078 416 1110"><u>(1) 目標</u></p> <p data-bbox="320 1139 1115 1350">多様な健康づくり事業を展開し、住民自らが生活習慣の改善に取り組める環境づくりを進めます。特に、糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防するために、食生活、運動、喫煙対策に取り組めます。さらに、地区組織、ボランティア団体</p>	<p data-bbox="1173 300 1556 331"><u>第3節 西部第一保健医療圏</u></p> <p data-bbox="1205 360 1787 392"><u>1 生活習慣病予防からはじめる健康づくり</u></p> <p data-bbox="1229 421 1357 453"><u>(1) 目標</u></p> <p data-bbox="1261 481 2056 871">生活習慣病の予防と早期発見のため、特定健診・特定保健指導、各種がん検診等の受診率の向上を図ります。また、健診で発見された「メタボリックシンドローム該当者及び予備群」を減らし、生活習慣病を予防します。県民は自らの生活習慣を見直し、生活習慣改善に取り組みます。そして、広く地域住民の意識を高めるとともに、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めます。</p> <p data-bbox="1229 900 1413 932"><u>(2) 主な取組</u></p> <p data-bbox="1261 960 1821 992">ア 健康づくりに取り組みやすい環境整備</p> <p data-bbox="1261 1021 1881 1053">イ 生活習慣病の早期発見と適切な指導の推進</p> <p data-bbox="1261 1082 1675 1114">ウ 地域・職域保健の連携推進</p> <p data-bbox="1229 1142 1413 1174"><u>(3) 実施主体</u></p> <p data-bbox="1261 1203 2056 1350">市町、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療保険者、事業所、商工会、地域産業保健センター、労働基準監督署、食生活改善推進員等各種健康づくり関係団体</p>

変更後	変更前
<p><u>等と協働し、地域と一体となった健康づくりを支援します。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 健康づくりに関する知識の普及啓発</u></p> <p><u>イ 健康づくり体制の整備と施策の推進</u></p> <p><u>ウ 糖尿病対策の推進</u></p> <p><u>エ 健康づくり事業の充実</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p><u>市町村、医療保険者、保健所、医師会、薬剤師会、医療機関、各種関係団体</u></p> <p><u>3 小児救急医療</u></p> <p><u>(1) 目標</u></p> <p><u>休日、夜間を問わず、急病等の子どもが必要かつ適切な医療を受けられるよう、小児救急医療体制の充実・強化を推進します。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 小児救急医療に関する知識の普及啓発</u></p> <p><u>イ 小児救急医療体制の整備</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p>	<p><u>2 糖尿病対策</u></p> <p><u>(1) 目標</u></p> <p><u>当圏域内の糖尿病患者数は、生活習慣や社会環境の変化に伴って年々増加しています。糖尿病は、放置すると、網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要となることもあります。</u></p> <p><u>そこで、医療、保健、福祉が連携して、糖尿病患者（予備群を含む）の早期発見、適切な治療や保健指導を継続的に行える仕組み作りが必要となっています。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 糖尿病対策地域連携体制整備</u></p> <p><u>イ 糖尿病の早期発見・発症予防</u></p> <p><u>ウ 糖尿病の重症化・合併症の防止</u></p> <p><u>エ 広く糖尿病の知識の普及</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p><u>保健所、市町、医師会、薬剤師会、医療機関、医療保険者、各種団体</u></p> <p><u>3 小児救急医療</u></p>



変更後	変更前
<p style="text-align: center;"><u>保健所、市町村、医師会、医療機関、消防本部</u></p> <p>4 <u>親と子の保健対策</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>母子保健に関する相談体制の整備やネットワークづくりを進め、児童虐待予防対策等の推進に努めます。妊娠・出産期からの相談・支援に努め、養育力の不足する可能性の高い家庭への支援を強化します。また、育児不安や負担感を持ちやすい未熟児の家庭訪問を徹底することにより、子育て支援、児童虐待防止に努めます。さらに、研修、技術支援を通じて、従事者の人材育成に努めます。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア 妊娠・出産期からの相談支援体制の整備</u></p> <p><u>イ 未熟児訪問の強化</u></p> <p><u>ウ 関係機関との連携強化</u></p> <p><u>エ 研修体制の強化</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>市町村、保健所、医療機関</u></p> <p>5 <u>歯科保健対策</u></p>	<p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>休日・夜間であっても、急病や事故に遭った子どもが必要な医療を的確に受けられるよう、小児救急医療体制の再構築を進めます。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア 小児救急医療体制の充実・強化</u></p> <p><u>イ 子どもの急病等に関する情報提供の強化</u></p> <p><u>ウ 小児救急医療を検討する協議会の機能強化</u></p> <p><u>エ 実践的な小児救急医療に関する研修の受講促進</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>医師会、医療機関、保健所、市町、消防本部</u></p> <p>4 <u>健康危機管理体制の整備充実</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>原因の如何を問わず、健康危機に対して迅速・的確な対応がいつでもとれるよう、保健所管内ごとに、保健行政、医師会、警察、消防、医療機関、教育機関等各種団体及び住民組織などが緊密なネットワークを築き、緊急事態に備えます。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p>

変更後	変更前
<p>(1) 目標</p> <p>8020運動の目標達成を目指し、むし歯と歯周病疾患の予防のため、ライフステージに応じた効果的な歯科保健対策を推進します。特に、乳幼児期においてはフッ化物利用等によるむし歯予防対策の推進を図ります。</p> <p>(2) 主な取組</p> <p>ア 歯科保健に関する知識の普及啓発</p> <p>イ 地域における歯科保健医療サービス提供のための連携強化</p> <p>ウ フッ素塗布、歯科検診・歯周病検診等の普及</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市町村、歯科医師会、歯科衛生士会、保健所等</p> <p>第7節 西部保健医療圏</p> <p>1 生活習慣病予防からはじめる健康づくり</p> <p>(1) 目標</p> <p>生活習慣病の予防と早期発見のため、特定健診・各種がん検診等の受診率の向上を図り、効果的な保健指導を目指します。</p>	<p>ア 管内関係機関が連携した健康危機管理のネットワーク構築</p> <p>イ 健康危機管理対策協議会（仮称）メンバーが連携した健康危機管理理想定訓練の実施</p> <p>ウ 地域住民の健康危機管理についての意識が高まる情報提供</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>医師会、薬剤師会、警察、消防、病院、福祉施設、教育機関、住民、市町、保健所</p> <p>第4節 西部第二保健医療圏</p> <p>1 糖尿病医療</p> <p>(1) 目標</p> <p>平成20年度から医療保険者が特定健診・保健指導を開始します。健診により早期に糖尿病予備群を選定し効果的な保健指導の実施をめざします。また、治療が必要な場合は早期に医療につなげます。さらに、合併症予防、重症化防止をはかるために適切な医療が提供できるよう医療機関同士の連携をさらに強化していきます。</p>

変更後	変更前
<p>また、生活習慣病を予防するために、食生活、運動、喫煙対策等に取り組み、住民の健康意識を高めるとともに、健康づくりに取り組みやすい環境を整えます。さらに、ボランティア団体等と協働し、地域住民と共に健康づくり事業を展開します。</p> <p>(2) 主な取組</p> <p>ア 特定健診・各種がん検診等受診率の向上と特定保健指導の充実</p> <p>イ 特定健診・保健指導の体制整備の支援と実務者の育成</p> <p>ウ 地域・職域保健の連携推進</p> <p>エ 糖尿病対策の推進</p> <p>オ 健康づくりに関する知識の普及啓発</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市、医療保険者、保健所、医師会、薬剤師会、歯科医師会、地区組織</p> <p>2 小児救急医療</p> <p>(1) 目標</p> <p>休日・夜間であっても、急病や事故に遭った子どもが必要</p>	<p>(2) 主な取組</p> <p>ア 特定健診受診率の向上と特定保健指導の充実</p> <p>イ 医療機関における連携体制の強化</p> <p>ウ 特定健診・保健指導の体制整備の支援と実務者の育成</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市町、医療保険者、医療機関、保健所</p> <p>2 救急医療（小児救急医療を含む）</p> <p>(1) 目標</p> <p>救急医療体制の確保は県全体の問題であり、当圏域においても重要な課題です。そのために行政、医療機関がより緊密な協力体制を作り上げることが必要です。</p> <p>圏域内の小児救急を含む救急医療体制を整備するために、管内医療関係機関とさらなる連携を図ります。また、小児救急電話相談の普及をはかる等、住民に対し緊急度に応じた適切な受診について広報していきます。</p> <p>(2) 主な取組</p> <p>ア 初期救急から第三次救急に至るまでの救急医療供給体制の整備</p>

変更後	変更前
<p><u>な医療を的確に受けられるよう、小児救急医療体制の再構築を進めます。また、小児救急電話相談の普及を図る等、住民に対し緊急度に応じた適切な受診について広報していきます。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 小児救急医療体制の充実・強化</u></p> <p><u>イ 子どもの急病等に関する情報提供の強化</u></p> <p><u>ウ 小児救急医療を検討する協議会の機能強化</u></p> <p><u>エ 実践的な小児救急医療に関する研修の受講促進</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p><u>医師会、医療機関、薬剤師会、保健所、市、消防本部</u></p> <p><u>3 親と子の保健対策</u></p> <p><u>(1) 目標</u></p> <p><u>母子保健に関する相談体制の整備や関係機関のネットワークづくりを進め、児童の健全育成を図ります。児童虐待予防対策等の推進に努めます。妊娠・出産期からの相談・支援に努め、養育力の不足する可能性の高い家庭への支援を強化します。また、育児不安や負担感を持ちやすい未熟児の家庭訪</u></p>	<p><u>イ 小児医療救急体制の整備</u></p> <p><u>ウ 救急医療の普及啓発</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p><u>保健所、市町、医療機関、消防本部等</u></p> <p><u>3 健康づくり対策</u></p> <p><u>(1) 目標</u></p> <p><u>ハイリスク者を対象とした働きかけと住民全体を対象とした働きかけを組み合わせる幅広い事業を実施し、住民の健康づくりを支援します。</u></p> <p><u>また、特に生活習慣病を予防するために、食生活、運動、喫煙対策に取り組み、住民の健康意識を高めるよう努めます。さらに、地区組織、ボランティア団体等と協働し、地域住民と共に健康づくり事業を展開します。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 健康づくり施策の整備</u></p> <p><u>イ 健康づくり事業の充実</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p><u>市町、医療機関、地区組織、保健所</u></p>

変更後	変更前
<p><u>問を徹底することにより、子育て支援、児童虐待防止に努めます。さらに、研修、技術支援を通じて、従事者の人材育成に努めます。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 妊娠・出産期からの相談支援体制の整備</u></p> <p><u>イ 未熟児訪問の強化</u></p> <p><u>ウ 関係機関との連携強化</u></p> <p><u>エ 研修体制の強化</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p><u>市、保健所、児童相談所、医療機関</u></p> <p><u>4 健康危機管理体制の整備充実</u></p> <p><u>(1) 目標</u></p> <p><u>原因の如何を問わず、健康危機に対して迅速・的確な対応がいつでもとれるよう、保健行政、医師会、警察、消防、医療機関、教育機関等各種団体及び住民組織などが緊密なネットワークを築き、緊急事態に備えます。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 関係機関が連携した健康危機管理のネットワーク構築</u></p>	<p><u>4 親と子の保健対策</u></p> <p><u>(1) 目標</u></p> <p><u>母子保健に関する相談体制の整備やネットワークづくりをすすめ、児童虐待予防対策等の推進に努めます。妊娠・出産期からの相談・支援に努め、養育力の不足する可能性の高いハイリスク家庭への支援を強化します。また、育児不安や負担感をもちやすい未熟児の家庭訪問を徹底することにより、子育て支援、児童虐待防止に努めます。さらに、研修、技術支援を通じて、従事者の人材育成に努めます。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 妊娠・出産期からの相談支援体制の整備</u></p> <p><u>イ 未熟児訪問の強化</u></p> <p><u>ウ 関係機関との連携強化</u></p> <p><u>エ 研修体制の強化</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p><u>市町、保健所、児童相談所、医療機関</u></p> <p><u>第5節 比企保健医療圏</u></p> <p><u>1 糖尿病医療</u></p>

変更後	変更前
<p>イ <u>健康危機管理対策協議会（仮称）メンバーが連携した健康危機管理理想定訓練の実施</u></p> <p>ウ <u>地域住民の健康危機管理についての意識が高まる情報提供</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>医師会、薬剤師会、警察、消防、病院、福祉施設、教育機関、住民、市、保健所</u></p>	<p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>糖尿病の早期発見と重症化・合併症の併発防止を図ります。</u></p> <p><u>また、保健・医療・福祉が連携した適切な療養指導が行えるよう、関係者間のネットワークを強化していきます。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p>ア <u>糖尿病に関する知識の普及啓発</u></p> <p>イ <u>糖尿病予防のための個別指導の充実</u></p> <p>ウ <u>糖尿病に関する医療連携体制の整備</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>保健所、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関</u></p> <p>2 <u>小児救急医療</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>比企地域の実情に即しながら、休日、夜間を問わず、急病などの子どもが必要かつ適切な医療を受けられるよう、小児救急医療体制の充実・強化を推進します。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p>ア <u>小児救急医療に関する知識の普及啓発</u></p>

変更後	変更前
	<p><u>イ 「比企地区こども夜間救急センター」の体制強化</u></p> <p><u>ウ 比企地域にふさわしい小児救急医療体制の整備</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p><u>保健所、市町村、消防本部、医師会、医療機関</u></p> <p><u>3 健康づくり対策</u></p> <p><u>(1) 目標</u></p> <p><u>地域住民が、自ら健康的な生活習慣を確立できるように、保健事業の充実や環境整備を進めます。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 健康づくりに関する知識の普及啓発</u></p> <p><u>イ 健康づくりに取り組みやすい環境整備</u></p> <p><u>ウ 生活習慣病の早期発見と効果的な保健事業の推進</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p><u>保健所、市町村、医療保険者、医師会、薬剤師会、医療機関、各種関係団体</u></p> <p><u>4 歯科保健対策</u></p> <p><u>(1) 目標</u></p> <p><u>8020運動の目標達成を目指し、むし歯と歯周病疾患の</u></p>

変更後	変更前
<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 北部保健医療圏</p> <p>1 糖尿病医療</p> <p>(1) 目標</p> <p>糖尿病に関する知識の普及啓発に取り組みます。糖尿病の早期発見・発症予防を図ります。また、適切な医療の提供により糖尿病の重症化・合併症の予防に努めます。</p> <p>(2) 主な取組</p> <p>ア 糖尿病に関する知識の普及啓発</p>	<p>予防のため、ライフステージに応じた効果的な歯科保健対策を推進します。特に、乳幼児期においては、フッ化物利用によるむし歯予防対策の推進を図ります。</p> <p>(2) 主な取組</p> <p>ア 歯科保健に関する知識の普及啓発</p> <p>イ 情報交換、実態把握、事業評価など</p> <p>ウ フッ素塗布、歯科健診・歯周病健診などの普及</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>保健所、市町村、歯科医師会、歯科衛生士会</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第7節 児玉保健医療圏</p> <p>1 糖尿病医療</p> <p>(1) 目標</p> <p>メタボリックシンドロームの概念を導入し、糖尿病に関する知識の普及啓発に取り組みます。また、特定健康診査、特定保健指導の実施により糖尿病の発症予防に取り組みます。さらに、医療機関と連携し該当者の適切な受療行動を促すとともに、生活習慣の改善に取り組み、重症化・合併症の予防</p>



変更後	変更前
<p><u>イ 糖尿病等の予備群の早期発見・重症化予防</u></p> <p><u>ウ 糖尿病に関する医療の質の確保と医療連携体制の充実</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町、保健所、地域住民</u> <u>団体</u></p> <p>2 <u>小児救急医療</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>初期・二次の救急医療体制を充実し、保護者の不安を解消</u> <u>します。また、適切な受診の仕方やかかりつけ医を持つこと</u> <u>の重要性などについて普及啓発を図ります。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア 初期・二次救急医療体制の充実・強化</u></p> <p><u>イ 救急医療についての知識の普及・啓発</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>市町、保健所、医師会、消防本部</u></p> <p>3 <u>災害医療</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>災害時における医療救護活動の体制整備を推進します。医</u></p>	<p><u>に努めます。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア 糖尿病に関する知識の普及啓発</u></p> <p><u>イ 糖尿病等の予備群の早期発見と重症化防止</u></p> <p><u>ウ 医療連携体制の整備</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>医師会、薬剤師会、市町、保健所</u></p> <p>2 <u>小児救急を含む小児医療</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>休日、夜間等における小児救急医療体制の充実を推進する</u> <u>とともに、救急医療に関する知識の普及啓発を行い、急病時</u> <u>の保護者の不安が解消できるようにします。また、子どもた</u> <u>ちが心身ともに健やかに育つための育児支援と子育て環境の</u> <u>整備を推進します。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア 休日・夜間の救急医療体制の確保</u></p> <p><u>イ 救急医療についての知識の普及啓発</u></p> <p><u>ウ 保健・医療・福祉の連携による子育て支援の充実</u></p>

変更後	変更前
<p><u>療救護活動の研修や訓練体制の充実を図ります。また、地域防災体制の周知徹底を図ります。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p>ア <u>災害時における医療提供体制の整備</u></p> <p>イ <u>災害時に適切な医療救護活動を行うための研修及び訓練体制の充実</u></p> <p>ウ <u>災害時における防災体制の周知・徹底</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>(西)：医師会、薬剤師会、市町、消防本部、保健所</u></p> <p>4 <u>健康づくり対策</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>住民一人ひとりが自ら望ましい生活習慣を確立し、健康保持、増進できるよう、健康づくりに関する知識の普及啓発等に努め、地域での健康づくり支援体制を整備します。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p>ア <u>地域住民自らの健康的な生活習慣確立への支援</u></p> <p>イ <u>健康づくりを支える人材の確保・指導者の資質の向上</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p>	<p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>医師会、市町、消防本部、保健所、関係機関</u></p> <p>3 <u>災害医療</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>災害時における医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制整備を推進します。</u></p> <p><u>また、地域の関係機関や地域住民等が連携して医療救護活動が行えるよう研修及び訓練体制の充実を図ります。さらに、災害時において地域住民が自らの命を守り、また住民相互に救助活動ができるよう医療救護活動を中心とした地域防災体制の周知徹底を図ります。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p>ア <u>災害時における医療提供体制の整備</u></p> <p>イ <u>災害時に適切な医療救護活動を行うための研修及び訓練体制の充実</u></p> <p>ウ <u>災害時における防災体制の周知・徹底</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>医師会、薬剤師会、市町、消防本部、保健所</u></p>

変更後	変更前
<p style="text-align: center;"><u>市町、保健所、医師会、薬剤師会、医療保険者</u></p> <p><u>5 親と子の保健対策</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>母子保健事業を通して、ハイリスク家庭の早期発見と早期支援に努め、児童虐待の予防を強化します。地域で子育て支援ができる体制を構築します。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア ハイリスク家庭の早期発見・早期支援の充実</u></p> <p><u>イ 地域ぐるみの子育て支援の充実</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>(東)：市町、保健所、地域住民団体</u></p> <p><u>6 歯科保健対策</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>歯の健康管理を自ら行い、生涯を通じて質の高い生活を送ることができるよう地域支援体制を整備します。また、歯科検診・相談体制の充実を図ります。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア う蝕予防・歯周疾患予防の推進</u></p>	<p><u>4 健康づくり対策</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>運動や食生活等に関する望ましい生活習慣を確立し、できるだけ長く健康で生きがいのある暮らしを実現できるよう、健康づくりに関する知識の普及啓発や生活習慣病予備群等の早期発見などに努めます。また、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるような環境整備を推進します。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア 健康づくりに関する知識の普及啓発</u></p> <p><u>イ 生活習慣病有病者・予備群の早期発見と指導の徹底</u></p> <p><u>ウ 住民が主体的に取り組める体制の整備</u></p> <p><u>エ 保健指導実施者の資質向上</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>医師会、薬剤師会、市町、保健所、関係機関</u></p> <p><u>5 歯科保健対策</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>歯の健康管理を自ら行う能力を高め、生涯を通じて質の高い生活を送ることができるよう支援します。また、う蝕や歯</u></p>

変更後	変更前
<p><u>イ 地域での歯科保健医療体制の基盤整備</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>(西) : 歯科医師会、市町、保健所</u></p> <p><u>7 安全・安心な食品の提供と確保</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>食品営業者の自主的衛生管理の推進を図り、流通する食品の安全を確保します。また、食中毒の根絶を目指します。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア 埼玉版ハサップ「彩の国ハサップガイドライン」の導入の促進</u></p> <p><u>イ 住民への食中毒予防等の情報の提供</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>(東) : 保健所、市町</u></p>	<p><u>周疾患予防のため、高齢者や障害者及び各ライフステージに応じた検診・相談体制の充実を図ります。さらに、住民や歯科医師会、行政が連携して、これらを推進していくための地域の体制を整備していきます。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p><u>ア 乳幼児・学童期のう蝕予防の推進</u></p> <p><u>イ 歯周疾患予防の推進</u></p> <p><u>ウ 障害者の歯科保健医療体制の確立</u></p> <p><u>エ 地域での歯科保健医療体制の基盤整備</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>歯科医師会、市町、保健所</u></p> <p><u>第8節 大里保健医療圏</u></p> <p><u>1 糖尿病医療</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>医療機関・行政機関・住民団体が協力して、糖尿病に関する知識を普及します。各種健診、早期の生活習慣の改善により糖尿病の早期発見、発症予防を図ります。また、適切な医療の提供により糖尿病の重症化・合併症の防止に努めます。</u></p>

変更後	変更前
	<p>(2) <u>主な取組</u></p> <p>ア <u>糖尿病に関する医療の質の確保と医療連携体制の充実</u></p> <p>イ <u>糖尿病に関する健康教育・専門的個別指導</u></p> <p>ウ <u>糖尿病に関する知識の普及</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町、保健所、地域住民</u> <u>団体</u></p> <p>2 <u>小児救急医療</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p><u>休日・夜間の初期・二次の小児救急医療体制を充実し、休日や夜間における子どもの急病に対する保護者の不安を解消します。また、適切な受診の仕方や救急知識、かかりつけ医を持つことの重要性などについて普及啓発を図ります。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p>ア <u>休日・夜間の小児医療体制の確保</u></p> <p>イ <u>小児二次救急医療体制の充実・強化</u></p> <p>ウ <u>救急医療についての知識の普及・啓発</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p>

変更後	変更前
	<p style="text-align: center;"><u>市町、保健所、医師会</u></p> <p><u>3 健康づくり対策</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p style="text-align: center;"><u>住民一人ひとりが自ら生活習慣を改善し、健康保持、増進ができるよう、地域での健康づくり支援体制を整備します。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 地域住民自らの健康的な生活習慣確立への支援</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 効果的、効率的な保健事業の充実</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 健康づくりを支える人材の確保</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p style="text-align: center;"><u>市町、保健所、医療保険者</u></p> <p><u>4 親と子の保健対策</u></p> <p>(1) <u>目標</u></p> <p style="text-align: center;"><u>母子保健事業をとおしてハイリスク家庭の早期発見と早期支援に努め、児童虐待の予防を強化します。地域全体で子育て支援ができる体制を構築し、親が自信を持って子育てを楽しめるよう支援します。</u></p> <p>(2) <u>主な取組</u></p>

変更後	変更前
	<p><u>ア 妊娠中からの早期支援の充実</u></p> <p><u>イ 新生児・未熟児訪問等の充実</u></p> <p><u>ウ 乳幼児健康診査と個別支援の充実</u></p> <p><u>エ 地域ぐるみの子育て支援の充実</u></p> <p><u>(3) 実施主体</u></p> <p>市町、保健所、地域住民団体</p> <p><u>5 安全・安心な食品の提供と確保</u></p> <p><u>(1) 目標</u></p> <p><u>食品営業者に県で実施する「食品衛生自主管理優良施設確認制度」を周知し、食品営業者の自主的衛生管理の推進を図り、食中毒の根絶を目指します。</u></p> <p><u>食品製造者については、埼玉版ハサップ「彩の国ハサップガイドライン」による自主衛生管理施設制度の導入を促進し、流通する食品の安全を確保します。</u></p> <p><u>(2) 主な取組</u></p> <p><u>ア 食品衛生自主管理優良施設の確認による自主的な衛生管理の推進</u></p> <p><u>イ 埼玉版ハサップ「彩の国ハサップガイドライン」の導入</u></p>

変更後	変更前
<p>第10節 秩父保健医療圏</p> <p>1 救急医療</p> <p>(1) 目標</p> <p>二次救急医療体制を堅持するため、<u>関係医療機関相互</u>の医療連携を推進し、医療資源の有効活用を図ります。また、診療所医師の協力による輪番制参加病院支援体制の整備を推進するとともに、秩父地域における医師確保対策にも取り組めます。</p> <p>(2) 主な取組</p> <p>ア <u>関係医療機関相互の医療連携の推進</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市町、消防本部、医師会、医療機関、<u>保健所</u></p> <p>2 小児救急を含む小児医療</p>	<p><u>の促進</u></p> <p><u>ウ 住民への食中毒予防等の情報の提供</u></p> <p>(3) <u>実施主体</u></p> <p><u>保健所、市町</u></p> <p>第6節 秩父保健医療圏</p> <p>1 救急医療</p> <p>(1) 目標</p> <p><u>現行の</u>二次救急医療体制を堅持するため、<u>公立病院間</u>の医療連携を推進し、医療資源の有効活用を図ります。また、診療所医師の協力による輪番制参加病院支援体制の整備を推進するとともに、秩父地域における医師確保対策にも取り組めます。</p> <p>(2) 主な取組</p> <p>ア <u>公立病院間の医療連携の推進</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市町、消防本部、医師会、医療機関、<u>福祉保健総合センター</u></p> <p>2 小児救急を含む小児医療</p>



変更後	変更前
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市町、医師会、<u>医療機関、保健所</u></p> <p><u>3 地域リハビリテーション体制の整備充実</u></p> <p>(1) 目標</p> <p><u>急性期医療機関に入院中の患者が回復期のリハビリテーションを要する状態になった際に受け入れることのできる病床が、当保健医療圏には十分に整備されていません。このため、回復期リハビリテーション病床の確保を図り、円滑な在宅復帰等を推進します。そのほか、当保健医療圏において必要とされるリハビリテーション機能の充実を図ります。</u></p> <p>(2) 主な取組</p> <p><u>ア 回復期リハビリテーション医療スタッフ（医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の確保及び施設・設備の整備</u></p> <p><u>イ 脳血管疾患等の回復期にある患者が継続して適切な医療を受けられるよう地域連携クリティカルパスの導入</u></p> <p>(3) 実施主体</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市町、医師会、<u>福祉保健総合センター</u></p>

変更後	変更前
<p style="text-align: center;"><u>市町、医師会、医療機関、保健所</u></p> <p><u>4</u> 長寿時代の健康管理対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p style="padding-left: 2em;">市町、社会福祉協議会、<u>福祉事務所、保健所</u>、医師会、薬剤師会、医療機関、医療保険者</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第5章 計画の推進体制等</p> <p>第1節 計画の推進体制</p> <p>1 各保健医療圏における推進体制</p> <p>(1) 一次保健医療圏における推進体制</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 市町村は、当該地域の保健・医療・福祉の関係団体、<u>県</u>の保健所等との連携を図りながら、計画の推進に努めます。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 実施主体の役割</p> <p>(1) 県</p>	<p><u>3</u> 長寿時代の健康管理対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施主体</p> <p style="padding-left: 2em;">市町、社会福祉協議会、<u>福祉保健総合センター</u>、医師会、薬剤師会、医療機関、医療保険者</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第5章 計画の推進体制等</p> <p>第1節 計画の推進体制</p> <p>1 各保健医療圏における推進体制</p> <p>(1) 一次保健医療圏における推進体制</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 市町村は、当該地域の保健・医療・福祉の関係団体、<u>県</u>の<u>福祉保健総合センター</u>、保健所等との連携を図りながら、計画の推進に努めます。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 実施主体の役割</p> <p>(1) 県</p>

変更後	変更前
<p>ア (略)</p> <p>イ 保健所</p> <p>(7) 保健所では、各種施策等の調査研究や企画調整機能の役割を担っています。市町村での対応が困難な精神保健や難病対策、エイズ・感染症対策など、専門性・技術性の高いサービス提供の機能も担っています。さらに、食品、薬事、衛生及び生活環境などの、いわゆる対物保健サービス提供機能を担っています。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) このため、保健所は、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての機能の強化に努めます。また、地域の情報センターとして保健・医療・福祉に関する情報の収集、管理、分析、広報に努めます。さらに、保健医療従事者への研修などの役割を担うとともに、福祉との連携を強化しつつ、この計画を推進します。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>福祉保健総合センター</u>・保健所</p> <p>(7) <u>福祉保健総合センター</u>と保健所では、各種施策等の調査研究や企画調整機能の役割を担っています。市町村での対応が困難な精神保健福祉や難病対策、エイズ・感染症対策など、専門性・技術性の高いサービス提供の機能も担っています。さらに、食品、薬事、衛生及び生活環境などの、いわゆる対物保健サービス提供機能を担っています。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) このため、<u>福祉保健総合センター</u>と保健所は、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての機能の強化に努めます。また、地域の情報センターとして保健、医療、福祉に関する情報の収集、管理、分析、広報に努めます。さらに、保健医療従事者への研修などの役割を担うとともに、福祉との連携を強化しつつこの計画を推進します。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2節 (略)</p>

# 告示

埼玉県告示第五百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十二年四月一日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十七号から第三十九号まで、第五十七号、第六十三号から第七十号まで、第七十八号から第八十二号まで、第八十四号、第八十六号、第八十七号、第九十九号、第一百号、第二百二十五号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三十五号、第四百四十四号から第四百四十七号まで、第四百六十五号、第四百六十七号、及び第四百六十八号に規定する手数料並びに埼玉県ふるぐの取り扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料	さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで



# 告 示

埼玉県告示第号

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま草加線

三 道路の区域

旧新別	旧 A	新 A	旧新 B
区 間	鳩ヶ谷市大字里字曲田四八九番一地从先から 同市坂下町二丁目二二四番一地从先まで	川口市赤井四丁目一番一地从先から 同市赤井四丁目三一七番七地从先まで	鳩ヶ谷市大字里字曲田四八六番一地从先から 同市赤井三丁目一番一地从先まで
敷地の幅員 (メートル)	八・三 三一・八	一〇・〇 一七・〇	一五・六 四四・七
延長 (メートル)	一七〇八・九	四〇九・六	二三九一・五
備 考	鳩ヶ谷市大字里字曲田五四二番一地从先から 同市坂下町二丁目二二四番一地从先までを鳩ヶ 谷市に引き継ぐ。	川口市赤井四丁目三八番二地从先から同市赤井 四丁目二八番九地从先までを川口市に引き継ぐ 予定。	

# 告 示

埼玉県告示第21号  
埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま菖蒲線
- 三 道路の区域



新 B	旧 新 A	旧 新 別
<p>伊奈町大字小針内宿字薬師堂根一 一三番一地先から同町大字小針 内宿字薬師堂根一四一二番一地先 まで</p>	<p>伊奈町大字小針新宿字高野屋敷五 五四番一地先から同町大字小針内 宿字薬師堂根一四一二番一地先ま で</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇〇〇〇</p>	<p>一〇・〇〇〇〇〇〇二四・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九六六・〇〇</p>	<p>二〇二八・七七</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>伊奈特定土地区画 整理事業</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県告示第21号  
埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

路 線 名	さいたま菖蒲線
供用開始の区間	伊奈町大字小針内宿字薬師堂根一 一三番一地先から同町大字小針内宿 字薬師堂根一四二番一地先まで（た だし、関係図面に表示する部分に限 る。）
供用開始の期日	平成二十二年四月一日
備 考	延長九六六・〇 メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第号

埼玉県流域下水道事業告示第一号

埼玉県流域下水道事業が口座振替の方法により支出する場合の振替先金融機関として次の金融機関を定め、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（全国銀行内国為替制度に加盟していない銀行を除く。）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 信用協同組合（全国銀行内国為替制度に加盟していない信用協同組合を除く。）
- 六 農業協同組合（全国銀行内国為替制度に加盟していない農業協同組合を除く。）
- 七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第四項の規定により内国為替取引を行う漁業協同組合連合会
- 八 農林中央金庫
- 九 商工組合中央金庫

## 告 示

### 埼玉県告示第号

埼玉県流域下水道事業告示第二号

埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第二十条の規定により、公文書の写しの交付を求める者が負担すべき費用等を次のとおり定め、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 一 公文書の写しの交付に要する費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。
- 二 公文書の写しの交付部数は、開示する公文書一件につき一部とする。
- 三 公文書の写しの交付を受ける者は、公文書の写しの交付に要する費用として送付に要する費用を納付することにより、公文書の写しの送付を受けることができる。
- 四 公文書の写しの交付に要する費用は、前納とする。
- 五 実施機関が公文書の写しの交付を行った後、当該写しの交付に係る処分を変更したときは、公文書の写しの交付を受けた者に対し、新たな費用の負担を求めることなく、当該変更部分について既に行った当該写しの交付と同じ写しの作成方法により作成した公文書の写しを交付する。

## 別表

公文書の写しの作成の方法		公文書の写しの作成に要する費用の額
一 複写機により用紙に複写したもの	イ 単色刷（A 3判、A 4判、B 4判及びB 5判）	一枚につき 十円
	ロ 単色刷（A 2判）	一枚につき 四十円
	ハ 単色刷（A 1判）	一枚につき 八十円
	ニ 多色刷（A 3判、A 4判、B 4判及びB 5判）	一枚につき 二十円
二 電磁的記録を印刷物として用紙に出力したもの	イ 単色刷（A 3判、A 4判、B 4判及びB 5判）	一枚につき 十円
	ロ 多色刷（A 3判、A 4判、B 4判及びB 5判）	一枚につき 二十円
三 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	イ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのもの。）	一枚につき 四十円
	ロ 光ディスク（日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 六十円
四 前3号に掲げる以外の方法で複写し、又は出力したもの		当該方法で複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額
備考		
<p>1 複写機により用紙に複写をするときは、公文書の写しの用紙の大きさは、当該公文書と同じ大きさとする。ただし、同じ大きさで複写できない場合にあっては適宜分割し、あるいはより大きな大きさに複写し、当該公文書が用紙の両面に情報を有するものである場合にあっては、原則として用紙の両面に複写し、用紙の片面に情報を有するものである場合にあっては、用紙の片面に複写する。</p> <p>2 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写をするときは、ファイルの圧縮、分割又は交換をしない。一つの電磁的記録媒体への複数の公文書（ファイル）の複写は、同一課所に対する請求で、写しの交付日が同じとなる場合に限る。また、公文書の写しの交付を求める者が持参した記録媒体に複写することを認めない。</p> <p>3 第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロに掲げる公文書の写しの作成の方法は、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該公文書を複写し、又は出力することができる場合であって、公文書の写しの交付を求める者が希望したときに限り実施する。</p> <p>4 第一号又は第二号に掲げる公文書の写しの作成の方法で、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙一枚として写しの作成に要する額を算定する。</p> <p>5 第三号に掲げる公文書の写しの作成の方法は、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該公文書を複写することができる場合に限り実施する。</p>		

# 告 示

## 埼玉県告示第号

埼玉県流域下水道事業告示第三号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十一条に規定する  
公文書を検索するための資料について、次のとおり定める。

平成二十二年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 一 公文書を検索するための資料
- イ 公文書の書誌情報
- ロ ファイル基準表の写し
- 二 前号に掲げる資料は、イにあつては県民生活部県政情報センターに備え置く電子計算機の映像面に公文書検索・閲覧システムを使用して表示する方法により、ロにあつては県民生活部県政情報センターに備え置く方法により、一般の利用に供するものとする。

# 告 示

## 埼玉県告示第号

埼玉県流域下水道事業告示第四号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十三条第一項の規定により、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める法人として埼玉県下水道事業管理者が定める出資法人を次のように定める。

平成二十二年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

財団法人埼玉県下水道公社



# 告 示

## 埼玉県告示第号

埼玉県流域下水道事業告示第五号

埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）第五十九条第一項の規定により、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる法人として埼玉県下水道事業管理者が定める出資法人を次のように定める。

平成二十二年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

財団法人埼玉県下水道公社

# 告示

## 埼玉県告示第号

埼玉県流域下水道事業告示第六号

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる条例の名称及び条項を告示する。

平成二十二年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝夫

名称	条項
埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）	第十五条第一項、第二十九条第一項及び第三十六条第一項（当該保有個人情報の開示、訂正及び利用の停止、消去又は提供の停止に関して他の法令又は条例等の規定により特別の手続きが定められているとを除外。）

## 告 示

### 埼玉県告示第号

埼玉県流域下水道事業告示第七号

埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加 藤 孝 夫

埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、埼玉県下水道事業管理者又はその委任を受けた者が締結する次の各号に掲げる契約（政府調達に関する協定が適用される契約を除く。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- 一 建設工事の請負
  - 二 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託
  - 三 構築物の維持管理等業務の委託
- (競争入札の参加資格)

第二条 競争入札に参加することができる者は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）で定める競争入札参加資格を有する者とする。

(この規程に定めのない事項)

第三条 競争入札参加資格等に関し、この規程に定めのない事項については、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第号

埼玉県流域下水道事業告示第八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十二年度において埼玉県下水道局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定める。

平成二十二年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

競争入札に参加することができる者は、平成二十年埼玉県告示第千三十二号（物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第二号

埼玉県流域下水道事業告示第九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十二年度において埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定める。

平成二十二年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者  
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
  - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
  - ロ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）第六十八条の規定により、埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - ハ 埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業告示第七号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - ニ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者
  - ホ 入札公告日以後開札日までに、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく指名停止の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、埼玉県下水道事業管理者が不適合と認める者
- 三 認定を受けるための要件  
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
  - イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七  
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
  - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
  - ハ 自己資本額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間  
入札公告において定める。

# 告 示

埼玉県警察本部告示第44号

平成22年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成22年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成22年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、平成22年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類及び平成22年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成22年4月1日

埼玉県警察本部長 松 本 治 男

## 1 試験の名称及び採用予定人員

- (1) 平成22年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類
- |    |      |
|----|------|
| 男性 | 185人 |
| 女性 | 12人  |
- (2) 平成22年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類
- |    |     |
|----|-----|
| 男性 | 15人 |
| 女性 | 5人  |
- (3) 平成22年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類
- |    |     |
|----|-----|
| 男性 | 50人 |
| 女性 | 4人  |
- (4) 平成22年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類
- |       |    |
|-------|----|
| 英語    | 1人 |
| スペイン語 | 1人 |
| ベトナム語 | 1人 |
- (5) 平成22年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類
- |    |    |
|----|----|
| 柔道 | 1人 |
| 剣道 | 1人 |

## 2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）	昭和55年4月2日

国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類	<p>による大学を卒業又は平成23年3月までに卒業見込みの者</p> <p>2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者</p>	以降に生まれた者
II 類	<p>1 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業又は平成23年3月までに卒業見込みの者</p> <p>2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上取得した者又は平成23年3月までに取得見込みの者(I類に該当する者を除く。)</p> <p>3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者</p>	昭和55年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査 I 類	語学力(受験言語)が堪能な者
武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上(大学卒業見込みの者に限り三段を含む。)の者

3 試験の方法

- (1) 第1次試験 教養試験(国際捜査 I 類を除く。)、専門試験 I (国際捜査 I 類のみ。)及び論文(作文)試験
- (2) 第2次試験 専門試験 II (国際捜査 I 類のみ。)、人物試験、身体検査及び体力検査

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第1次試験	5月9日(日)	東京国際大学 (川崎市) 獨協大学	6月1日(火)午前 10時	合格者に通知するほか、合格者の受験



		(草加市) 文教大学 (越谷市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)		番号を県庁本 庁舎南玄関の 掲示板及び埼 玉県警察ホー ムページに発 表の日から7
第2次 試験	6月5日(土)から6月7 日(月)までのいずれか1日 及び7月15日(木)から7月 27日(火)までのいずれか1 日(7月17日(土)から7月 19日(月)まで、7月24日 (土)及び7月25日(日)を 除く。)に、埼玉県警察学校 で行う。		8月18日(水)午前 10時	日目の午前10 時までの間掲 示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成22年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として次表のとおりである。

区 分	採用(入校)時の初任給
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類	221,811円
II 類	211,004円
III 類	191,530円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手

当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時まで給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成22年10月1日以降の予定である。ただし、Ⅰ類の大学卒業見込者、Ⅱ類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査Ⅰ類及び武道・体育指導Ⅰ類は、平成23年4月1日以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成22年3月8日（月）から配布している。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

### (3) 受付期間

#### ア 持参受付及び郵送受付

平成22年4月1日（木）から4月14日（水）までの間  
（郵送による場合は期間内消印有効）

#### イ インターネット受付

平成22年4月1日（木）午前8時30分から4月13日（火）午後5時までの間

## 8 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県警察採用センター（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514）に行うこと。

# 告 示

埼玉県警察本部告示第45号

平成22年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成22年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成22年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び平成22年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成22年4月1日

埼玉県警察本部長 松 本 治 男

## 1 試験の名称及び採用予定人員

- (1) 平成22年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類
- 男性 85人  
女性 8人
- (2) 平成22年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類
- 男性 10人  
女性 2人
- (3) 平成22年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類
- 男性 67人  
女性 5人
- (4) 平成22年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類
- 柔道 1人  
剣道 1人

## 2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

### ア 学歴・年齢

試験区分	学 歴	年 齢
Ⅰ 類 武道・体育指導Ⅰ類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成23年3月までに卒業見込みの者	昭和55年4月2日以降に生まれた者
	2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	

II	類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業又は平成23年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上取得した者又は平成23年3月までに取得見込みの者(I類に該当する者を除く。) 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和55年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
III	類	I類及びII類に該当しない者	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上(大学卒業見込みの者に限り三段を含む。)の者
-------------	---

3 試験の方法

- (1) 第1次試験 教養試験及び論文(作文)試験  
(2) 第2次試験 人物試験、身体検査及び体力検査

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日	会場	合格発表日時	合格発表の方法
第1次試験	9月19日(日)	東京国際大学 (川越市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	10月12日(火) 午前10時	合格者に通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表の日から7日目の午前10時までの間掲示する。
第2次試験	10月16日(土)又は10月17日(日)のいずれか1日及び11月24日(水)から12月1日(水)までのいずれか1日(11月27日(土)及び11月28日(日)を除く。)に、埼玉県警察学校で行う。		12月22日(水) 午前10時	

## 5 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

### (2) 給与

ア 平成22年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、原則として次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給
I 類 武道・体育指導I類	221,811円
II 類	211,004円
III 類	191,530円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成23年2月1日以降の予定である。ただし、I類の大学卒業見込者、II類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、III類の高校卒業見込者及び 武道・体育指導I類は、平成23年4月1日以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成22年3月8日（月）から配布している。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

### (3) 受付期間

ア 持参受付及び郵送受付

平成22年7月30日（金）から8月20日（金）までの間

(郵送による場合は期間内消印有効)

イ インターネット受付

平成22年7月30日(金)午前8時30分から8月19日(木)午後5時までの間

8 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県警察採用センター(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514)に行うこと。

# 告 示

埼玉県警察本部告示第46号

平成22年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び平成22年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

平成22年4月1日

埼玉県警察本部長 松 本 治 男

## 1 試験の名称及び採用予定人員

### (1) 平成22年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

北海道（男性）	6人
青森県（男性）	2人
岩手県（男性）	2人
宮城県（男性）	8人
山形県（男性）	3人
福島県（男性）	3人
群馬県（男性）	6人

### (2) 平成22年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

北海道（男性）	4人
青森県（男性）	3人
岩手県（男性）	3人
宮城県（男性）	7人
山形県（男性）	2人
福島県（男性）	2人
群馬県（男性）	4人

## 2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

試験区分	学 歴	年 齢
Ⅰ 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成23年3月までに卒業見込みの者	昭和55年4月2日以降に生まれた者
	2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	

Ⅲ 類	I 類に該当しない者	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
-----	------------	-----------------------------

### 3 試験の方法

- (1) 第1次試験 教養試験及び論文（作文）試験
- (2) 第2次試験 人物試験、身体検査及び体力検査

（注）第1次試験で論文（作文）試験を実施しない試験地は、第2次試験で実施する。

### 4 試験の月日、会場及び合格発表

#### (1) 試験地

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県及び群馬県（以下「地元県」という。）において実施する。

#### (2) 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日及び会場	合格発表
第1次試験	地元県と同一とする。	地元県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次試験	各地元県の月日に合わせて各地元県内で行う。	地元県の発表後、合格者に文書で通知する。

（注）最終合格発表については、発表の日から7日目の午前10時までの間、埼玉県警察ホームページに掲示する。

### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

#### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

#### (2) 給与

ア 平成22年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、原則として次表のとおりである。

区分	採用（入校）時の初任給
I 類	221,811円
Ⅲ 類	191,530円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までに給与制度の改正があった場合は、それによる。



## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成23年2月1日以降の予定である。ただし、I類の大学卒業見込者及びⅢ類は、平成23年4月1日以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、各地元県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

### (3) 受付期間

各地元県と同一期間とする。

## 8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県警察採用センター（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514）に行うこと。

## 正 誤

### 埼玉県正誤第号

埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号(平成二十二年三月三十一日号外第六号)  
中訂正

五十七ページの次に次のように加える。

別表第一（第4、19条関係）

流域下水道事業勘定科目表

収 益					
款	項	目	節	備考	
流域下水道事業収益	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益	
		維持管理負担金		下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2の規定に基づく、各市町の負担金	
		他会計補助金			
		受託工事収益		排水設備等の工事受託に伴う収益	
		その他営業収益		上記以外の通常発生する収益	
			生産物売却収益	再生水等生産物の販売収益	
			材料売却収益	排水設備等の新設、修繕等に使用する材料等の販売収益	
			手数料	証明手数料、材料検査手数料等	
			雑収益	上記以外の営業収益	
					金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動から生ずる収益以外の収益
	営業外収益	受取利息及び配当金		預金利息	普通・定期預金等の利子
				基金利息	
				その他受取利息及び配当金	有価証券、貸付金等の利息
		他会計負担金			高度処理等に係る他会計からの負担金
		他会計補助金			収益的支出を負担することを目的とす他会計からの補助金
				雑収益	
				不用品売却収益	不用品の販売収益

	特 別 利 益	そ の 他 雑 収 益	延滞金、占用料、資料代等 当年度の経常的収益から除外すべき収益 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		固 定 資 産 売 却 益	
		過 年 度 損 益 修 正 益	
		そ の 他 特 別 利 益	

費 用

款	項	目	節	備 考
流域下水道事業費用	営 業 費 用			主たる営業活動に要する費用
		管 渠 費		管渠の維持管理に要する費用
		ポ ン プ 場 費		ポンプ場施設の維持管理及び処理作業に要する費用
		処 理 場 費		処理場施設の維持管理及び処理作業に要する費用
		受 託 工 事 費		排水設備等の工事受託に要する費用
		業 務 費		下水道維持管理負担金等の単価算定、徴収等の業務に要する費用
		雨 水 幹 線 管 理 費		雨水幹線の維持管理に要する費用
		再 生 水 事 業 管 理 費		再生水事業施設の維持管理、再生水供給に要する費用
		総 係 費		事業活動の全般に関連する費用
		(管渠費から総係費まで各目共通)	報 酬	臨時又は非常勤特別職の給与、報酬等
			給 料	職員の本給
			手 当 等	職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務等の諸手当

法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、労務災害補償費等
厚生福利費	医務、衛生、保健、文化体育等の職員健康管理に要する費用
退職給与金	職員に対して支払う退職手当
賃金	臨時職員及び人夫の賃金等
報償費	役務の提供に対する謝礼、報償金、奨励金等
旅費	条例に基づいて職員等に支給する旅費等
消耗品費	事務、工事中消耗品及び耐用年数1年未満又は10万円未満の器具、備品費
材料費	有形固定資産等の維持修繕等に要する諸材料費
被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
薬品費	諸薬品購入費
光熱水費	電灯、ガス、水道使用料等
動力費	機械装置等の運転に要する電力料及び燃料費
燃料費	自動車用、採暖用等の燃料費
印刷製本費	文書、図面等の印刷及び製本に要する費用
修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
通信運搬費	郵送料、電信電話料、運送料等
広告料	広告、宣伝等に要する費用
手数料	登記委託、試験、鑑定、振込手数料等の役務の提供の要する費用
委託料	検査、調査、測量等の委託に要する費用
賃借料	借地料、機械及び自動車借上料等の不動産、物品等の借上げ又は権利の使用に要する費用

	工 事 請 負 費	請負契約により工事を行う場合の工事完成者に支払う費用
	補 償 費	補償金、賠償金、見舞金等
	負 担 金	関係団体の会費負担金等
	補助金及び交付金	
	研 修 費	職員の研修に要する費用
	交 際 費	
	保 険 料	事業用財産に対する損害保険料等
	公 課 費	
	雑 費	
減 価 償 却 費		
	有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具等の償却額
	無形固定資産減価償却費	借地権、地上権、施設利用権等の償却額
資 産 減 耗 費		
	固定資産除却費	有形固定資産の除却損、廃棄損及び撤去費
	たな卸資産減耗費	
そ の 他 営 業 費 用		上記以外の営業費用
	生産物売却原価	売却した生産物の原価(再生水の場合は再生水事業維持管理費)
	材料売却原価	排水設備等の新設、修繕等に使用する材料等の原価
	雑 支 出	

営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息	企業債に対する利息
		借入金利息	他会計借入金等に対する利息
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
	繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
		企業債発行差金償却	
		開発費償却	
		退職給与金償却	
		試験研究費償却	
		災害損失償却	
		控除対象外消費税額償却	
	雑支出		
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	
特別損失			当年度の経常費用から除外すべき損失
	固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの

	臨時損失	天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
	その他特別損失	

資 産

(1) 固定資産

款	項	目	節	備 考	
有 形 固 定 資 産	土 地			土地、建物、構築物、機械、装置、車両、工具、器具、備品、建設仮勘定及びその他有形固定資産に区分して記載する。 各有形固定資産に対する減価償却費の累計は、それぞれ当該科目に対する控除科目とし、減価償却累計額として項に記載する。	
			事 務 所 用 地	土地(事業用の敷地のほか、運動場等の経営附属用土地を含む。)は用途別に記載する。	
			施 設 用 地	本庁社用地等もっぱら事務所のために用いる用地	
			管 路 用 地	処理場用地等の施設のために用いる用地(施設に附属する事務所の用地を含む。)	
			ポ ン プ 所 用 地		
			処 理 場 用 地		
			そ の 他 施 設 用 地		
			そ の 他 用 地		
			建 物		建物(事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他の経営附属用建物を含む。)及び建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備
			事 務 所 用 建 物	本庁舎等もっぱら事務所の用に供されている建物	
			施 設 用 建 物	事業施設の用に供されている建物	
			ポ ン プ 場 建 物		
			処 理 場 建 物		
			そ の 他 建 物 (建物の各目共通)	建 物 附 属 設 備	



建物減価償却累計額 構 築 物			
	管 路 施 設		<sup>きよ</sup> 管渠、マンホール、沈砂池、水処理施設等土地に定着する土木施設又は工作物
		管 渠	
		マ ン ホ ー ル	
		そ の 他 施 設	
	ポ ン プ 場 施 設		
		除 砂 施 設	
		そ の 他 施 設	
	処 理 場 施 設		
		沈 澱 施 設	
		反 応 タ ン ク 施 設	
		汚 泥 タ ン ク 施 設	
		そ の 他 施 設	
	そ の 他 構 築 物		
構築物減価償却累計額			
機 械 及 び 装 置			電気設備、ポンプ設備、下水処理作業に要する機械等の設備、その他機械及び装置
	管 路 機 械 設 備		
	ポ ン プ 場 機 械 設 備		

			沈砂池設備	
			ポンプ設備	
			その他設備	
		処理場機械設備		
			沈砂池設備	
			ポンプ設備	
			水処理設備	
			高度処理設備	
			汚泥処理設備	
			その他設備	
		その他機械設備	(機械設備の各節共通)	
		管路電気設備		
		ポンプ場電気設備		
		処理場電気設備		
		その他電気設備 (電気設備の各目共通)	電気計装設備 (電気設備の各節共通)	
	機械及び装置減価償却累計額			
	車両運搬具			自動車、その他陸上運搬具

	車両運搬具減価償却累計額		
	工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び金庫、机、OA機器等の事務用備品、検査器具の備品等で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
	工具、器具及び備品減価償却累計額		
	建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のために支出した経費(前払金等を含む。)
	その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
	その他有形固定資産減価償却累計額		
	固定資産除却未決算		
	固定資産除却未決算減価償却累計額		
無形固定資産			
	地上権		民法(明治29年法律第89号)第265条に規定する権利
	借地権		土地の上に設定された民法第601条に規定する権利
	施設利用権		電気、ガス、専用側線利用権等
	電話加入権		電話設備負担金、加入料及び装置料
	その他無形固定資産		
投資			
	投資有価証券		証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
		国	債

	出 資 金	地 方 債	
	長 期 貸 付 金	そ の 他 有 価 証 券	
		一 般 貸 付 金	貸付金で返済期日が貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えるもの
		他 会 計 貸 付 金	
		職 員 貸 付 金	
	基 金		基金設置条例に基づき、積立金等に対応して特定預金等の形態で保有するもの
	そ の 他 投 資		長期前払費用ほか、上記以外の投資の性質を有するもの

(2)流動資産

款	項	目	節	備 考
現 金 預 金	現 金			現金、期限到来の公社債利札、手元にある当座小切手、送金小切手、郵便為替証書、振替預金払出証書等
	預 金			金融機関に対する預金、貯金、金銭信託等
未 収 金	営 業 未 収 金			主たる営業活動から生ずる収益の未収額
		未収下水道維持管理負担金		
		未収受託工事収益		
		そ の 他 営 業 未 収 金		
	営 業 外 未 収 金			主たる営業活動から生ずる収益以外の収益の未収額

		未 収 受 取 利 息
		未収消費税及び地方 消費税還付金
		その他営業外未収金
	そ の 他 未 収 金	
		諸 売 却 代
		そ の 他 未 収 金
有 価 証 券		
貯 蔵 品		
短 期 貸 付 金		
	一 般 短 期 貸 付 金	
	他 会 計 貸 付 金	
前 払 費 用		
	未 経 過 保 険 料	
	そ の 他 前 払 費 用	
前 払 金		
	工 事 代	
	物 品 代	
	前払消費税及び地方 消費税	

固定資産売却代金等営業及び営業外収益以外の未収額
一時的所有を目的とする有価証券
使用に供されていない修繕用材料等
貸付金で返済期日が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内のもの
前払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、 いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で、貸借対照表 日の翌日から起算して1年以内に費用となるもの
工事の請負、物品の購入等に際して前払いされた金額で前払い費用に 属しないもの

その他流動資産	その他前払金			上記以外の流動資産
	仮払消費税及び地方消費税			
	仮払金			
	その他流動資産			

(3)繰延勘定

款	項	目	節	備 考
企業債発行差金				公募による企業債発行に際して、企業債権者に償還すべき金額が募集により得た実額を超える額及び発行のため支出した取扱手数料、債権の印刷料等の費用
開 発 費				新技術の採用、経営組織の改善に要した費用並びに生産能率の向上、生産計画の変更等により有形固定資産の配置替を行った場合の費用等でその効果が翌事業年度以降に及ぶもの
退職給与金				職制の改廃等により退職職員が多く、これに対する退職給与金が多額で一事業年度の収益に負担させることが困難なもの
試験研究費				新技術の採用等のために行う意見研究費
災害損失				災害による事業用資産の巨額の損失でその事業年度に負担させることができないもの
控除対象外消費税額				

負 産

(4)固定負債

款	項	目	節	備 考
企業債				建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために発行する企業債
他会計借入金				建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために発行する企業債

引当金	(何)会計借入金		
	退職給与引当金		一定の基準により費用計上した退職一時金等の引当金
	修繕引当金		将来発生することが予想される多額の修繕費の準備のための引当金
その他固定負債			上記以外の固定負債

(5)流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金				借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
未払金				特定の契約等により既に確定している短期的債務で、まだその支払を終わらないもの
	営業未払金			
	営業外未払金			
	その他未払金			
未払費用				未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の支払額
	営業未払費用			
	営業外未払費用			
	その他未払費用			
前受金				契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
	営業前受金			
	営業外前受金			
	その他前受金			

維持管理負担金繰越金	維持管理負担金繰越金			
その他流動負債	預り有価証券	担保証券		上記以外の流動負債
		保証証券		
		その他預り有価証券		
	預り金	源泉徴収税		
		社会保険料		
		入札保証金		
		契約保証金		
		その他預り金		
	仮受消費税及び地方消費税			
	仮受金			
	その他流動負債			

資 本

(6) 資本金

款	項	目	節	備考
自己資本金				



借入資本金	固有資本金	企業開始の時(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)適用の時)における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債及び基金の合計額を控除した額
	繰入資本金	法第18条に基づき他会計から出資された額
	組入資本金	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第25条及び地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第74号。以下「再評価則」という。)第11条の規定による組入額
	企業債	建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債
	他会計借入金	建設又は改良に要する資金に充てるための他会計からの借入金

(7)剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立金			再評価した資産の額と帳簿価格の差額
	国庫補助金			建設又は改良に要する資金に充てるための国庫補助金
	工事負担金			建設又は改良に要する資金に充てるための市町負担金
	他会計補助金			建設又は改良に要する資金に充てるための他会計からの補助金
	寄附金			建設または改良に要する資金に充てるための他から提供された金銭
	受贈財産評価額			贈与を受けた財産の評価額
	その他資本剰余金			
利益剰余金	減債積立金			法第32条第1項及び令第24条第1項の規定により企業債の償還に充てるために積み立てた額
	利益積立金			法第32条第1項、令第24条第2項及び第3項の規定により積み立てた額

	建設改良積立金 (何)積立金 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)	当年度純利益 (当年度純損失)	令第24条第4項の規定により建設又は改良のために積み立てた額  当年度末における繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に当年度の純利益(又は純損失)の金額を加減した額  前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処理欠損金)から前年度利益剰余金処分額(又は前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)に年度中の繰越利益剰余金増加高及び減少高(又は繰越欠損金減少高及び増加高)を加減した額  当年度損益取引の結果発生した純利益(又は純損失)
--	---	------------------------------	--------------------	--

別表第二（第 132 条関係）

種類	使用の区分	単位	使用料
土地	建物若しくは工作物の敷地、農地又は展示場、 駐車場、材料置場等として使用させる場合	月額	当該土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額（該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に100分の105を乗じて得た額）
	運動場等として使用させる場合	日額	当該土地の適正な価格に1,000分の0.04を乗じて得た額（該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に100分の105を乗じて得た額）
	電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管 又はこれらに類する物の用地として使用させる 場合	月額又 は年額	類似のものの使用料を勘案して管理者が定める額
建物	建物の全部を使用させる場合	月額	次の各号に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額 1 当該建物の適正な価格に1,000分の6を乗じて得た額 2 当該建物の敷地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）
	建物の一部を使用させる場合		当該建物の全部を使用させる場合の使用料に相当する額に、当該建物の延面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
工作物		月額	当該工作物の種類に応じ、管理者が定める額

## 備考

- 1 火災、水災、震災その他の災害について保険を附している建物を使用させる場合、土地、建物若しくは工作物の使用について電気、ガス、水道、下水道等を使用させる場合又は特別な設備、修繕、模様替え等を要する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に、それぞれ当該災害についての保険の費用、電気等の料金又は設備等に要する費用を加算した額とする。
- 2 土地、建物又は工作物を使用する場合で、その期間が1月又は1年に満たない端数があるときは、日割りをもって計算する。
- 3 土地及び建物で、その面積に1平方メートルに満たない端数がある場合は、その端数は切り上げる。

別表第三（第 134 条関係）

区 分	固 定 資 産 の 貸 付 料
土地貸付料	<p>建物若しくは工作物の敷地、農地又は展示場、駐車場、材料置場等として貸し付ける場合</p> $\text{土地貸付料年額} = \text{土地評価額} \times \frac{4.2}{100}$ <p>注 1 土地評価額は、当該地の現況地目に応じて、近傍類似の土地の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された価格に比準した額とする。</p> <p>注 2 貸付期間が 1 月に満たない場合の貸付料は、上記により算出した土地貸付料年額に 100 分の 105 を乗じ、日割りをもって計算した額とする。</p> <hr/> <p>電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類する物の用地として貸し付ける場合</p> <p>(1) 電気通信業務の用に供する上記施設</p> <p>電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）に定める基準の額とする。</p> <p>注 貸付期間が 1 月に満たない場合の貸付料は、上記に定める額に 100 分の 105 を乗じ、日割りをもって計算した額とする。</p> <p>(2) 上記（1）以外の上記施設</p> <p>埼玉県道路占用料徴収条例（昭和 28 年埼玉県条例第 57 号）に定める額とする。</p> <p>注 貸付期間が 1 月に満たない場合の貸付料は、上記に定める額に 100 分の 105 を乗じて計算した額とする。</p>
建物貸付料	$\text{建物貸付料年額} = (\text{建物評価額} \times \frac{10}{100} + \text{当該地貸付料年額} + \text{損害保険料年額}) \times \frac{105}{100}$ <p>注 1 建物評価額は、当該建物の推定再建築価格、耐用年数、経過年数、残存価格率、維持及び保存の状況等を考慮して決定する。</p> <p>注 2 建物の一部を貸し付ける場合は、上記により算出した建物貸付料年額に <math>\frac{\text{貸付面積}}{\text{当該建物延面積}}</math> を乗じた額とする。</p> <p>注 3 賃借地上にある建物の貸付けの場合は、上記の算式のうち「当該地貸付料年額」を「借地料相当額」と読み替え、建物貸付料年額を算出する。</p>

備考 この表に定める貸付料により処理することが適当でないと認められる場合又はこの表に定めのない場合についての固定資産の貸付料については、別途管理者の決裁を得て、貸付料を定める。

別表第四（第 203 条関係）

執行伺の決裁区分及び合議区分

行為区分	決裁区分			合議区分
	管理者	局長	課長及び所長	下水道管理課長
1 建設工事の起工（契約変更を含む。）	5 億円以上	1 億円以上 5 億円未満	1 億円未満	1 億円以上 （契約変更額が当初契約額の 5 % 以上となる場合又は契約変更額の累計が当初契約の 5 % 以上となる場合を含む。）
2 建設工事の 設計、調査、測量又は管理の委託	5,000 万円以上	1,000 万円以上 5,000 万円未満	1,000 万円未満	1,000 万円以上
3 土地の買入れ又は地上権の設定（買入れ又は設定の委託を含む。）	7,000 万円以上 又は 20,000m <sup>2</sup> 以上	5,000 万円以上 7,000 万円未満	5,000 万円未満	5,000 万円以上
4 支出予算の配当と異なる執行に係る伺書は、執行しようとする費目等に応じた別表 5 に定める区分より上位の区分に従い決裁し、下水道管理課長に合議しなければならない。				
5 重要、異例その他特殊な執行に係る伺書は、下水道管理課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けなければならない。				

別表第五（第 187、190、204、205 条関係）

支出負担行為の決裁区分及び合議区分

区分 科目等	決裁区分			様式の区分 △ 支出負担行為決議書 ◎ 支出負担行為決議書兼支払伝票 又は支出負担行為決議書兼振替伝票	合議区分 下水道管理課長
	管理者	局長	課長及び所長		
給与費 （報酬、給料、手当等及 び退職給与金）			○	◎	
法定福利費 （共済組合負担金、労災 保険料及び社会保険料）			○	◎	
厚生福利費			○	◎	
賃金			○	◎	
報償費			○	◎	
旅費及び研修費			○	◎	
交際費			○	◎	
消耗品費、燃料費、光熱 水費、動力費、印刷製本 費、修繕費、薬品費、被 服費及び雑費			○	△ （燃料費、光熱水費、動力費及び 100万円未満のもの ◎）	300万円以上
通信運搬費、広告料、手 数料及び保険料			○	△ （電報、電話料、後納郵便料、はが き代、郵券代、運搬費、手数料及び 100万円未満のもの ◎）	

委託料	建設工事の設計調査、測量又は監理の委託	5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	△	1,000万円以上
	施設の運転及び管理		1,000万円以上	1,000万円未満	△	1,000万円以上
	その他の場合		500万円以上	500万円未満	△	500万円以上
賃借料	建設工事に係るもの		300万円以上	300万円未満	△	300万円以上
	その他の場合		100万円以上	100万円未満	△ (テレビ受信料、会場使用料(借上)、寝具使用料、自動車使用料、不動産の借入に係る長期継続契約によるもの及び100万円未満のもの◎)	
固定資産の取得に係る工事請負費		5億円以上	1億円以上 5億円未満	1億円未満	△	1億円以上
たな卸資産の購入に係る費用				○	△ (100万円未満のもの◎)	
土地の買入れ又は地上権の設定(買入れ又は設定の委託を含む。)		7,000万円以上 又は面積 20,000㎡以上の もの	5,000万円以上 7,000万円未満	5,000万円未満	△	5,000万円以上
負担金及び交付金			1,000万円以上	1,000万円未満	△ (会議用負担金及び団体構成員としての負担金 ◎)	1,000万円以上

貸付金		1,000万円以上	1,000万円未満	△	1,000万円以上
補償費	固定資産の買入れに係るもの及び建設工事に係るもの	3,000万円以上	3,000万円未満	△	3,000万円以上
	その他の場合	50万円以上	50万円未満	△	50万円以上
償還金、利子及び取扱い諸費		300万円以上	300万円未満	△ (企業債の元利償還金及び一時借入金利息 ◎)	
投資及び出資金		300万円以上	300万円未満	△	300万円以上
寄附金		50万円以上	50万円未満	△	50万円以上
公課費			○	◎	
繰出金			○	△	500万円以上
固定資産の取得に係る経費のうち上記費目等以外のもの	2,000万円以上	300万円以上 2,000万円未満	300万円未満	△ (100万円未満のもの◎)	300万円以上 (車両運搬具の購入にあっては100万円以上)

備考

- 印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
- ◎印のもの又は単価契約したものについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができる。この場合は、課長又は所長の決裁とし、合議は省略するものとする。
- 上記の区分にかかわらず、重要又は異例と認めるものの支出負担行為は、下水道管理課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けるものとする。
- この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担



為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができない。

- 5 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入に係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数に乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。
- 6 支出負担行為の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額によるものとする。
- 7 固定資産の取得に係る工事請負費、土地の買入れ又は地上権の設定並びに固定資産の買入れ及び建設工事に係る補償費に準ずる委託料で、国（独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人都市再生機構を含む。）、地方公共団体（地方共同法人日本下水道事業団、土地開発公社を含む。）又は鉄道会社、電力会社、電信電話会社、東日本高速道路株式会社若しくは首都高速道路株式会社との委託契約に要するものについては、委託料の費目等ではなく、それぞれの費目等を適用するものとする。

別表第六（第 206 条関係）

費目等	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	摘要
給与費	支出決定のとき。	支給しようとする額	
法定福利費	支出決定のとき。	支給しようとする額	
厚生福利費	支出決定のとき。	支給しようとする額	
賃金	支出決定のとき。	支給しようとする額	
報償費	契約締結のとき又は支出決定のとき。	契約金額又は支出しようとする額	
旅費及び研修費	支出決定のとき。	支給しようとする額	
交際費	支出決定のとき。	支給しようとする額	
消耗品費、燃料費、光熱水費、動力費、印刷製本費、修繕費、薬品費、被服費、雑費	契約締結のとき。	契約金額	
通信運搬費、広告料、手数料、保険料	契約締結のとき。	契約金額	
建設工事の設計、調査、測量又は監理の委託	契約締結のとき。	契約金額	
委託料	契約締結のとき。	契約金額	
賃借料及び使用料	契約締結のとき。	契約金額	
固定資産の取得に係る工事請負費	契約締結のとき。	契約金額	
たな卸資産の購入に係る費用	購入契約締結のとき。	契約金額	
土地の買入れ又は地上権の設定（買入れ又は設定の委託を含む。）	契約締結のとき。	契約金額	

負担金及び交付金	契約締結のとき又は請求のあったとき。	契約金額又は請求のあった金額	
貸付金	貸付決定のとき。	貸付を要する額	
補償費	契約締結のとき又は支出決定のとき。	契約金額又は支出しようとする額	
償還金、利子及び取扱諸費	支出決定のとき又は支払期日	支出しようとする額	
投資及び出資金	出資又は払込決定のとき。	出資又は払込みを要する額	
寄附金	寄附決定のとき。	支出しようとする額	
公課費	支出決定のとき。	支出しようとする額	
繰出金	支出決定のとき。	支出しようとする額	
固定資産の取得に係る費用のうち上記費目等以外のもの	契約締結のとき。	契約金額	

備考

- 1 この表によりがたい経費に係る支出負担行為については、局長が別に定める。
- 2 この表の定めにかかわらず、別表第5の表「様式の区分」の欄の◎印のつけられている経費（条例で定める長期継続契約によるものを除く。）及び単価契約に係る経費については、支出負担行為として整理する時期は、支出の決定のとき、又は請求のあったときとし、支出負担行為の範囲は、支出しようとする額又は請求のあった金額とする。

別表第7（第206条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	摘要
1 資金前渡	資金前渡するとき。	資金前渡に要する額	
2 繰越し	繰越しをしたとき。	繰越しをする額	前年度の支出負担行為の年月日を付記しておくこと。
3 過誤払返納金の戻入	返納義務者に対し納入通知書を送付したとき。	戻入する額	
4 債務負担行為	債務負担行為を行うとき。	債務負担行為の額	

備考 繰り越した経費のうち支出負担行為未済のものについては、支出負担行為として整理する時期及び範囲は、別表第六に定める区分によること。

別記

番号	名称	条文	摘要
1	収入伝票	10、34	
2	支払伝票	10、38、39	
3	振替伝票	10、12、66、215	
4	予算現額一覧表	17	
5	企業債台帳	17	
6	収入予算執行整理簿	17	
7	支出予算執行整理簿	17	
8	未収金整理簿	17	
9	未払金整理簿	17	
10	物品受払簿	17、101	
11	工事整理簿	17	
12	固定資産台帳	17、114、123、 124、149、150	
13	総勘定元帳（内訳簿）	17	
14	一時借入金出納簿	17	
15	預金出納簿	17	
16	預り金整理簿	17、57	
17	預り有価証券出納簿	17、63	
18	貯蔵品出納簿	17	
19	現金出納簿	17、30、48	
20	収入調定書兼振替伝票	23	
21	納入通知書兼領収書、納入通知書、収納済通知書	25、27、28、29、 30、33、34、73、 74、82	
22	口座振替納付届	29	
23	口座振替納入通知書、口座振替納入通知書兼領収書、収納済通知書	29	
24	領収書	30、59	
25	払込書兼領収書、払込書、収納済通知書	30、31、48、49、 79	
26	徴収・収納事務受託者証票	31	
27	受託収入計算書	31	
28	督促状兼領収書、督促状、収納済通知書	35	
29	不納欠損調書	36	
30	小切手振出済通知書	40、54	
31	送金案内書、送金通知書	41、78	
32	支払依頼書	41、42、78	
33	支払調書（口座払）	42、78	
34	口座振込通知書	42	

35	支払済通知書	43	
36	前渡資金・概算払精算書	49、51	
37	小切手・送金通知書再発行請求書	54	
38	納付書兼領収書、納付書、収納済通知書	58	
39	預り有価証券納付書、預り有価証券受領書、 預り有価証券収納済通知書、預り有価証券還 付請求書	64、65	
40	預り証	67	
41	預金振替（組替）通知書	75	
42	隔地払未払通知書	79	
43	収納日計表	81	
44	支払日計表	81	
45	預金現在高証明書	81	
46	貯蔵品名票	91	
47	たな卸明細表	92	
48	物品供用簿	102	
49	物品供用引継書	102	
50	備品標示票	103	
51	物品所属換請求書	104	
52	物品受領書	104	
53	固定資産取得報告書	122	
54	固定資産異動報告書	128	
55	固定資産売却等報告書	128	
56	固定資産使用許可申請書	130	
57	固定資産使用許可等報告書	136	
58	固定資産減価償却一覧表	145	
59	固定資産一覧表	150	
60	固定資産除却報告書	150	
61	請書	152	
62	検査調書	165	
63	物品購入等見積（入札）依頼書	167	
64	予定価格調書	173	
65	予算執行見積調書	199	
66	支出予算執行計画書	200	
67	執行伺	126、143、203	
68	支出負担行為決議書	204	
69	予算流用回議書	207	
70	予備費充当回議書	208	
71	繰越見込調書	210	
72	継続費繰越計算調書	210	
73	繰越計算調書	210	
74	継続費精算調書	211	



様式第 1 号

## 収入伝票

年度		局長 (所長)	副課長 (副所長)	主幹 (担当部長)	主査 (担当課長)	担当
	企業 出納員	副課長	主幹 (担当部長)	主査 (担当課長)	担当	
会 計				流 域		
課 所				区 分		
調定(収納)日 件 名						
					収入額合計	円



## 支 払 伝 票

年度					
局 長	課 長 (所 長)	副 課 長 (副 所 長)	主 幹 (担当部長)	主 査 (担当課長)	担 当
	企 業 出 納 員	副 課 長	主 幹 (担当部長)	主 査 (担当課長)	担 当
会 計			流 域		
課 所			区 分		
起 票 日					支出負担行為決議番号
支 払 予 定 日					
件 名					
内 容					
消 費 税 区 分	%		支 払 金 額	円	
			うち 消 費 税 額	円	
借方勘定科目			貸方勘定科目		
金 額	円		金 額	円	
			支出負担行為額	円	
			支出命令済額	円	
金 額	円		残 額	円	
取 引 先	住 所				支 払 方 法
	氏 名				

備 考	
-----	--

支 払 伝 票 (科目明細)

1	No		科目明細					
	消費税区分		%		支払金額		円	
	予算科目(発生)				うち消費税額		円	
	款 項 目 節 細 節							
	借方勘定科目				貸方勘定科目			
	款 項 目 節 細 節				款 項 目 節 細 節			
	金額		円		金額		円	
	款 項 目 節 細 節				支出負担行為額		円	
	金額		円		支出命令済額		円	
	金額		円		残 額		円	
取引先		住所 氏 名		支払方法				
2	消費税区分		%		支払金額		円	
	予算科目(発生)				うち消費税額		円	
	款 項 目 節 細 節							
	借方勘定科目				貸方勘定科目			
	款 項 目 節 細 節				款 項 目 節 細 節			
	金額		円		金額		円	
	款 項 目 節 細 節				支出負担行為額		円	
	金額		円		支出命令済額		円	
	金額		円		残 額		円	
	取引先		住所 氏 名		支払方法			
3	消費税区分		%		支払金額		円	
	予算科目(発生)				うち消費税額		円	
	款 項 目 節 細 節							
	借方勘定科目				貸方勘定科目			
	款 項 目 節 細 節				款 項 目 節 細 節			
	金額		円		金額		円	
	款 項 目 節 細 節				支出負担行為額		円	
	金額		円		支出命令済額		円	
	金額		円		残 額		円	
	取引先		住所 氏 名		支払方法			

支払伝票(債権者明細)

No	債権者明細		
1	取引先	住所	支払方法
		氏名	
	消費税区分	%	
		支払金額	円
		うち消費税額	円
2	取引先	住所	支払方法
		氏名	
	消費税区分	%	
		支払金額	円
		うち消費税額	円
3	取引先	住所	支払方法
		氏名	
	消費税区分	%	
		支払金額	円
		うち消費税額	円
4	取引先	住所	支払方法
		氏名	
	消費税区分	%	
		支払金額	円
		うち消費税額	円
5	取引先	住所	支払方法
		氏名	
	消費税区分	%	
		支払金額	円
		うち消費税額	円
6	取引先	住所	支払方法
		氏名	
	消費税区分	%	
		支払金額	円
		うち消費税額	円
7	取引先	住所	支払方法
		氏名	
	消費税区分	%	
		支払金額	円
		うち消費税額	円
8	取引先	住所	支払方法
		氏名	
	消費税区分	%	
		支払金額	円
		うち消費税額	円

## 振替伝票

年度					
局 長	課 長 (所 長)	副 課 長 (副 所 長)	主 幹 (担当部長)	主 査 (担当課長)	担 当
	企 業 出 納 員	副 課 長	主 幹 (担当部長)	主 査 (担当課長)	担 当
会 計			流 域		
課 所			区 分		
起 票 日			支出負担行為決議番号		
振 替 日					
件 名					
内 容					
消 費 税 区 分	%		未 払 計 上 額 ( 振 替 金 額 )	円	
予算科目(発生)			うち消費税額	円	
款 項 目 節 細 節					
借方勘定科目			貸方勘定科目		
款 項 目 節 細 節			款 項 目 節 細 節		
金 額	円		金 額	円	
款 項 目 節 細 節					
			支出負担行為額	円	
			支出命令済額	円	
金 額	円		残 額	円	
取 引 先	住 所		支払方法		
	氏 名				

備 考	
-----	--

















様式第 11 号

工 事 整 理 簿

工事番号	工事名	工事概要	契約者	当初設計額	契約額	精算額	契約年月日	工期	しゅん工 年月日	支払額			備考
				変更設計額						前払金	部分払	しゅん工払	

備考 この様式によりがたい場合にあっては、別にこの様式に準じて作成することができる。





一時借入金出納簿

(単位:円)

年月日	摘要	受入	払出	残高	備考







預かり有価証券出納簿

(単位:円)

年月日	摘要	受入	払出	残高	備考





収入調定書兼振替伝票

年度						
局長	課長 (所長)	副課長 (副所長)	主幹 (担当部長)	主査 (担当課長)	担当	
	企業 出納員	副課長	主幹 (担当部長)	主査 (担当課長)	担当	
會計			流域			
課所			区分			
起票日 調定年月日 件名						
消費税区分					%	
			調定金額	円		
			うち消費税額	円		
			予算科目(発生)			
			款項目節 細節			
借方勘定科目			貸方勘定科目			
款項目節 細節					款項目節 細節	
金額	円				金額	円
			款項目節 細節			
			金額	円		
相手方	住所 氏名					

備考

様式第 21 号

納入通知書兼領収書					納入通知書 (収納店控)				
第 号					第 号				
納入者	住所 〒				納入者	住所 〒			
	氏名					氏名			
様					様				
年度	年度	会計名	流域下水道事業会計		年度	年度	会計名	流域下水道事業会計	
款		項		目	款		項		目
金 額			円		金 額			円	
うち消費税及び地方消費税額			円		うち消費税及び地方消費税額			円	
納付目的					納付目的				
納入期限					納入期限				
納入場所					上記の金額を収納してください。				
上記の金額を納入してください。					受入口座				
(収入徴収権者) 埼玉県流域下水道事業会計					収納済印				
印					印				

埼玉県

(納入者保管) 埼玉県

(受付金融機関保管)

納 入 通 知 書					収 納 済 通 知 書				
第 号					第 号				
納入者	住所 〒				納入者	住所 〒			
	氏名					氏名			
様					様				
年度	年度	会計名	流域下水道事業会計		年度	年度	会計名	流域下水道事業会計	
款		項		目	款		項		目
金 額			円		金 額			円	
うち消費税及び地方消費税額			円		うち消費税及び地方消費税額			円	
納付目的					納付目的				
納入期限					納入期限				
上記の金額を収納してください。					上記の金額を収納しましたので通知します。				
受入口座					収納済印				
印					印				

埼玉県

(取りまとめ金融機関保管) 埼玉県

(下水道管理課保管)

口 座 振 替 納 付 届

年 月 日

(あて先)

(収入徴収権者)

納入者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

私は、埼玉県に納入する  
したいので、届出します。

を下記のとおり口座振替の方法により納入

記

納入金の内容	
金融機関店名	銀 行 本 (支) 店
預金口座・番号	預 金 番

上記の口座振替の方法による納入について承諾します。

年 月 日

銀 行 本 (支) 店の長 印

様式第 23 号 (1)

口座振替納入通知書				
第 _____ 号				
年度	流域下水道事業会計			
納 入 者	住所  氏名  <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">様</div>			
区 分	金 額			
税 抜 き 金 額				
消費税及び地方消費税額				
合 計 金 額				
納付目的 納入期限      年    月    日 上記の金額を納入者の預金口座から振替えてください。 年    月    日 (収入徴収権者)				
印				
御中	収 納 済 印			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">預金口座名</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">番 号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>		預金口座名	番 号	
預金口座名	番 号			

埼玉県下水道局

(受付金融機関保管)

(日本工業規格 A 列 6)



様式第 23 号 (2)

口座振替納入通知書兼領収書			
第	号		
年度	流域下水道事業会計		
納 入 者	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;">住所</div> <div style="width: 75%;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 20%;">氏名</div> <div style="width: 75%;"></div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">様</div>		
区 分	金 額		
税 抜 き 金 額			
消費税及び地方消費税額			
合 計 金 額			
<p>納付目的</p>  <p style="margin-left: 40px;">上記のとおり口座振替により領収しました。</p>			
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">収 納 済 印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>		収 納 済 印	
収 納 済 印			

埼玉県下水道局

(納入者保管)

(日本工業規格 A 列 6)

様式第 23 号 ( 3 )

口座振替納入通知書			
		第	号
年度	流域下水道事業事業会計		
納 入 者	住所  氏名    様		
区 分		金 額	
税 抜 き 金 額			
消費税及び地方消費税額			
合 計 金 額			
納付目的 納入期限      年   月   日 上記の金額を納入者の預金口座から振替えてください。 年   月   日 (収入徴収権者)			
			印
		御中	収 納 済 印
預金口座名	番	号	

埼玉県下水道局

(取りまとめ金融機関保管)

(日本工業規格 A 列 6)

様式第 23 号 (4)

収 納 済 通 知 書	
第 号	
年度	流域下水道事業会計
納 入 者	住所  氏名   様
区 分	金 額
税 抜 き 金 額	
消費税及び地方消費税額	
合 計 金 額	
納付目的 納入期限            年    月    日  上記の金額を収納しましたので通知します。	
収 納 済 印	

埼玉県下水道局

(下水道局保管)

(日本工業規格 A 列 6)

様式第 24 号

<p>(表 紙)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号から 年度 第 号まで</p> <p style="text-align: center;"><u>収納金原符</u></p> <p style="text-align: center;">埼玉県下水道局</p> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">原 票</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td colspan="3">会計</td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>納 入 者</td> <td colspan="3">(住所) (氏名)</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>ただし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p> </td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	原 票					第 号	年度	会計			款	項	目			納 入 者	(住所) (氏名)			様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>ただし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>					金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	摘要					<p style="text-align: center;">切 取 線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">収 納 済 通 知 票</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td colspan="3">会計</td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>納 入 者</td> <td colspan="3">(住所) (氏名)</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p> </td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	収 納 済 通 知 票					第 号	年度	会計			款	項	目			納 入 者	(住所) (氏名)			様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>					金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	摘要					<p style="text-align: center;">切 取 線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">領 収 書</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td colspan="3">会計</td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>納 入 者</td> <td colspan="3">(住所) (氏名)</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p> </td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">この領収書は大切に保存しておいて下さい。</p>	領 収 書					第 号	年度	会計			款	項	目			納 入 者	(住所) (氏名)			様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>					金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	摘要				
原 票																																																																																																																														
第 号	年度	会計																																																																																																																												
款	項	目																																																																																																																												
納 入 者	(住所) (氏名)			様																																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>ただし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>					金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																															
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																				
摘要																																																																																																																														
収 納 済 通 知 票																																																																																																																														
第 号	年度	会計																																																																																																																												
款	項	目																																																																																																																												
納 入 者	(住所) (氏名)			様																																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>					金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																															
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																				
摘要																																																																																																																														
領 収 書																																																																																																																														
第 号	年度	会計																																																																																																																												
款	項	目																																																																																																																												
納 入 者	(住所) (氏名)			様																																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>					金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																															
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																				
摘要																																																																																																																														

(各片とも日本工業規格A列6)

- 備考 1 番号は、年度間を通じ一連番号とすること。
- 2 書損又は毎年度使用した残紙は、表紙に不用枚数又は書損枚数を記載し、不用印又は取消印を押し、切り離さないでおくこと。
- 3 毎年度の使用枚数が少ない場合は、1及び2にかかわらず1冊を年度を超えて使用することができる。

様式第 25 号 (1)

受入口座

払 込 書 兼 領 収 書													
第	号	納入者											
	年度												
流域下水道事業会計													
款		節 及 び 細 節											
項													
目													
金	額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
払込目的  上記の金額を払込みます。  年 月 日  埼玉県下水道局 _____ (発行課所名を記入)													
											収 納 済 印		

納入者保管  
(日本工業規格 A 列 5)

様式第 25 号 (2)

受入口座

払 込 書													
(収 納 店 控)													
第 号		納入者											
年度													
流域下水道事業会計													
款 項 目											節 及 び 細 節		
金 額		千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
払込目的  上記の金額を収納してください。													
埼玉県下水道局 _____										収 納 済 印			

受付金融機関保管  
(日本工業規格A列5)

様式第 25 号 (3)

受入口座

払 込 書														
第	号	納入者												
	年度													
流域下水道事業会計														
款		節 及 び 細 節												
項														
目														
金	額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
<p>払込目的</p> <p>上記の金額を収納してください。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">収 納 済 印</td> <td style="width: 50px; height: 40px;"></td> </tr> </table> </p> <p style="margin-top: 10px;">埼玉県下水道局_____</p>													収 納 済 印	
収 納 済 印														

取まとめ金融機関保管  
(日本工業規格A列5)

様式第 25 号 (4)

受入口座

収 納 済 通 知 書 ㊦													
第 号	納入者												
年度													
流域下水道事業会計													
款										節 及 び 細 節			
項													
目													
金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
払込目的  上記の金額を収納しましたので通知します。													
埼玉県下水道局 _____										収 納 済 印			

下水道局保管  
(日本工業規格 A 列 5)



様式第 26 号 (1)

徴収事務受託者証票	
	第 号
	住 所
	氏 名
上記の者は、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、埼玉県流域下水道事業の業務に係る公金のうち                      の徴収の事務を委託された者であることを証する。	
年 月 日	
埼玉県下水道事業管理者	印

(日本工業規格 A 列 4)

様式第 26 号 (2)

収納事務受託者証票	
	第 号
	住 所
	氏 名
上記の者は、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、埼玉県流域下水道事業の業務に係る公金のうち                      の収納の事務を委託された者であることを証する。	
年 月 日	
埼玉県下水道事業管理者	印

(日本工業規格 A 列 4)

受 託 収 入 計 算 書

年 月 日 収納分

種別

施 設 名	金 額	摘 要
	円	
計	円	

(あて先)

徴収 (収納) 事務委託者  
(事務取扱課所 )

徴収 (収納) 事務受託者

氏 名 ㊟

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>第</span> <span>号</span> </div>											
督促状兼領収書											
年度			流域下水道事業会計								
納 入 者	住所・氏名   様										
区 分	金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
滞 納 額											
延 滞 金	日 分										
合 計 金 額											
<p>納入の目的</p> <p>納 期 限                    年        月        日</p> <p>納 入 場 所      埼玉県下水道局出納取扱金融機関</p> <p>上記のとおり督促します。</p> <p style="text-align: center;">年        月        日</p> <p>(収入徴収権者)</p> <p style="text-align: right;">印</p>											
								収 納 済 印			

埼玉県下水道局

納入者保管

様式第 28 号 (2)

受入口座

第 <span style="float: right;">号</span>											
督 促 状											
年度			流域下水道事業会計								
納 入 者	住所・氏名   様										
区 分	金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
滞 納 額											
延 滞 金	日分										
合 計 金 額											
納入の目的  納 期 限                      年      月      日   上記のとおり収納してください。											
										収 納 済 印	

埼玉県下水道局

受付金融機関保管

様式第 28 号 (3)

受入口座

第 <span style="float: right;">号</span>											
督 促 状											
年度		流域下水道事業会計									
納 入 者	住所・氏名   様										
区 分	金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
滞 納 額											
延 滞 金	日 分										
合 計 金 額											
<p>納入の目的</p> <p>納 期 限                      年      月      日</p> <p>上記のとおり収納してください。</p>											
										収 納 済 印	

埼玉県下水道局

取りまとめ金融機関保管





様式第 30 号

年度

小 切 手 振 出 済 通 知 書

埼玉県流域下水道事業会計

金額

上記のとおり小切手を振り出したので通知します。

年 月 日

様

埼玉県下水道局下水道管理課企業出納員 氏

名印

(84mm×169mm)



様式第 31 号 (1)

下水道局送金案内書	会 計 名												送金通知書と照合して債権者に支払って下さい。	
	流域下水道事業会計													
	金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	銀行	支店
	債権者等住所氏名	〒		.....										銀行
											番地			
											号			
											※支払通知年月日	※支払通知番号		

(87mm×202mm)

様式第 31 号 (2)

(裏面を「らんとさい」) 下水道局送金通知書	会 計 名												左記の金額を、この通知書と引き換えに下記の支払場所においてお受け取りください。 (運転免許書等の提示を求められることがあります。)			
	流域下水道事業会計															
	金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	企業出納員	印		
	債権者等住所氏名	〒		.....										支 払 内 容	支 払 場 所	検 印
												銀行 支店				
											※支払通知年月日	※支払通知番号	支 払 済 印			

(87mm×202mm)

(裏面)

領 収 書	営業に関するもので受領金額が3万円以上のものは収入印紙をお貼りください。 ④
表記の金額を領収しました。	
年 月 日	
住所	
氏名	④
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が氏名を自署することにより押印を省略できます。)	

- 注 意 事 項
- 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を記入して印を押し、(印章は、請求書に押したものと同一のものをを用いること。)支払場所に提出し、現金を受領して下さい。  
なお、受取人が法人であるときは、代表権のある人が記名押印してください。
  - この送金通知書の発行の日から1年を過ぎますと表記の銀行では支払を受けられません。(その場合は、発行機関にお申し出下さい。)
  - 本人以外の方が受領する場合は、債権者の委任状を添付してください。

# 支 払 依 頼 書

年度	会計	埼玉県	流域下水道事業会計
作成		年 月 日	
埼玉県下水道局出納取扱金融機関		支払依頼番号	
銀行	支店	様	
<p>地方公営企業法施行令第 22 条の 4 第 2 項の規定により 本書記載の金額を支払いするよう通知します。</p>			
埼玉県下水道局企業出納員			<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div>

  

支払年月日	
支払総額	

  

	支払方法	金 額
支 払 内 訳		
	計	

(出納取扱金融機関保管用)



様式第 34 号

口座振込通知書

会 計 名		問い合わせ課所名			
金額	十	億	千	百	十
					円
振込先	銀行			支店	
	信用農			支所	
預金 種目	1	普通	口座 番号		
	2	当座			
支払 内容					
通知年月日			通知番号		
※裏面をご覧ください。					



.....  
 .....  
 .....番地  
 .....様

郵  
 便  
 は  
 が  
 き

(101mm×148mm)

(裏面)

表面首標金額をあなたの預金口座に  
 振り込みましたので通知します。  
 (企業出納員氏名)

# 支 払 済 通 知 書

年度	会計	埼玉県	流域下水道事業会計																		
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">作成 年 月 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>(あて先)</span> <span>支払依頼番号</span> </div> <p style="margin-top: 20px;">埼玉県下水道局企業出納員</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">下記の通り支払いました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <span>埼玉県下水道局出納取扱金融機関</span> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 50px; margin-left: 20px;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <span>銀行</span> <span>支店</span> </div>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">支払年月日</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">支払総額</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 40%;">支払方法</th> <th style="width: 55%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 内 訳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				支払年月日		支払総額			支払方法	金 額	支 払 内 訳									計	
支払年月日																					
支払総額																					
	支払方法	金 額																			
支 払 内 訳																					
	計																				

様式第 36 号

前 渡 資 金  
概 算 払 精 算 書

決 裁 欄	
-------------	--

受 領 年 月 日	受 領 額	支 払 済 額	差引額 (もどし入れ) 額
年 月 日	円	円	円
事 由			

上記のとおり支払証拠書類を添えて精算します。

年 月 日

受 領 者  
職  
氏 名

㊟

小 切 手 再 発 行 請 求 書  
送金通知書

年度  
金 額  
発 行 年 月 日  
番 号  
支 払 場 所  
発 行 者

上記の小切手送金通知書を亡失（き損）したので、再発行をしてくださるよう請求します。

年 月 日

(住 所)

(氏 名)



(あて先) 埼玉県下水道局下水道管理課企業出納員

企業出納員

未 払 証 明

上記の金額が未払であることを証明します。

年 月 日

銀行 本 (支) 店 印

備考 小切手の亡失の場合には、除権判決の謄本を添付すること。

様式第 38 号 (1)

納 付 書 兼 領 収 書																																									
第	号	納入者 住所 氏名  流域下水道事業会計 <span style="float: right;">様</span>																																							
	年度																																								
流域下水道事業会計																																									
款							節																																		
項							及																																		
目							び																																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">額</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">億</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>																												金	額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金	額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																												
納付目的 納入期限                      年        月        日 納入場所 埼玉県下水道局出納取扱金融機関 上記のとおり納付します。																																									
											年    月    日	収 納 済 印																													
											発行課所名 _____																														

納入者保管

(日本工業規格 A 列 5)



様式第 38 号 (2)

受入口座

納 付 書 (収 納 店 控) <span style="float: right;">㊤</span>																											
第	号	納入者 住所 氏名  流域下水道事業会計 <span style="float: right;">様</span>																									
	年度																										
流域下水道事業会計																											
款							節																				
項							及																				
目							び																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>																千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円														
納付目的 納入期限                      年      月      日  上記の金額を収納してください。																											
発行課所名 _____											収 納 済 印																

受付金融機関保管

(日本工業規格 A 列 5)

様式第 38 号 (3)

受入口座

納 付 書 ㊦												
第	号	納入者 住所 氏名  様										
	年度											
流域下水道事業会計												
款						節						
項						及						
目						び						
						細						
						節						
金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付目的  納入期限                      年        月        日  上記の金額を収納してください。												
発行課所名 _____										収 納 済 印		

取まとめ金融機関保管

(日本工業規格 A 列 5)

様式第 38 号 (4)

受入口座

収 納 済 通 知 書 ㊦												
第	号	納入者 住所 氏名  様										
	年度											
流域下水道事業会計												
款						節						
項						及						
目						び						
						細						
						節						
金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付目的  納入期限                      年        月        日  上記の金額を収納しましたので通知します。												
発行課所名 _____										収 納 済 印		

下水道局保管

(日本工業規格 A 列 5)

様式第 39 号 (1)

預り有価証券納付書										No. _____
納付者	住所									
	(ふりがな) 氏名		㊟							
整理区分	1 担保証券	2 保証証券	3 その他預り有価証券				細目			
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付理由										
内    訳	証券種別	記号	番号		額面金額					
					円					
					円					
					円					
					円					
納付場所					納期限	年 月 日				

上記のとおり納付します。

年 月 日

(あて先)

課 (所) 長

預り有価証券受領書										No. _____
納付者	住所									
	(ふりがな)									
	氏名	様								
整理区分	1 担保証券	2 保証証券	3 その他預り有価証券	細目						
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
受領理由										
内    訳	証券種別	記号	番号	額面金額						
				円						
				円						
				円						
				円						
<p>上記のとおり受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県下水道局企業出納員 印</p>										
<p>上記のとおり還付を受けました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(あて先)</p> <p>埼玉県下水道局企業出納員</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p>注意 この受領書は証券受領の際、証券と引換えに提出していただきますので、大切に保管してください。</p>										

預り有価証券収納済通知書										No. _____	
納付者	住所										
	(ふりがな)										
		氏名									
整理区分	1 担保証券		2 保証証券		3 その他預り有価証券			細目			
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納付理由											
内  訳	証券種別	記号	番号	額面金額							
				円							
				円							
				円							
				円							
納付場所					納期限	年 月 日					

上記のとおり納付を受けましたので通知します。

年 月 日

課所長 様

埼玉県下水道局企業出納員 印

様式第 39 号 (4)

預り有価証券還付請求書										No. _____	
請 求 者	住 所										
	(ふりがな)										
		氏 名		㊟							
整 理 区 分	1 担保証券		2 保証証券		3 その他預り有価証券			細目			
金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
請 求 理 由											
内  訳	証 券 種 別	記 号	番 号	額 面 金 額							
				円							
				円							
				円							
				円							

上記のとおり還付請求します。

年 月 日

(あて先)

課 (所) 長

預 り 証  
金 額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

現 金	有 価 証 券		
	証 券 の 種 別 、 名 称	回、記号、番号	額 面 金 額
円			円

ただし、 \_\_\_\_\_ として  
上記のとおりお預かりしました。

年 月 日

企業出納員氏名 印

住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

受 領 証

上記のものを受領しました。

年 月 日

住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印



様式第 41 号

預 金 振 替 ( 組 替 ) 通 知 書

年 月 日

様

埼玉県下水道局企業出納員

印

下記のとおり預金を振替（組替）願います。

金 額	支 払 口 座	受 入 口 座
円		

(日本工業規格A列5)

様式第 42 号

隔 地 払 未 払 通 知 書

隔 地 払 依 頼 書 発 行 年 月 日	隔 地 払 依 頼 書 番 号	債 権 者 の 住 所 及 び 氏 名	金 額	摘 要

上記のとおり通知します。

年 月 日

(あて先)

企業出納員

埼玉県下水道局出納取扱金融機関

銀 行 店 印

様式第 43 号

収 納 日 計 表

(あて先)

埼玉県下水道局企業出納員

埼玉県下水道局出納取扱金融機関

日付 \_\_\_\_\_

印

種 別	金 額	摘 要
	円	

(日本工業規格 A 列 5)

様式第 44 号

支 払 日 計 表

(あて先)

埼玉県下水道局企業出納員

埼玉県下水道局出納取扱金融機関

日付 \_\_\_\_\_

印

種 別	金 額	摘 要
	円	

(日本工業規格 A 列 5)

預 金 現 在 高 証 明 書

年 月分

(あて先)

埼玉県下水道局企業出納員

埼玉県下水道局出納取扱金融機関

印

内訳 種別	前月までの 残 高	本 月 分 収 納 額	本 月 分 支 払 額	残 額	備 考 (口座番号等)

備考 この様式によりがたい場合にあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第 46 号

貯 蔵 品 名 票  
所 属

品 名	
品 質 形 状 寸 法	
単 位	

(90mm×140mm)









様式第 50 号

埼玉県下水道局備品標示票	
課 所 名	
品 目	
整 理 番 号	
取 得 年 度	
備 考	

(55mm×45mm)

物 品 所 属 換 請 求 書

年 月 日

様

課 (所) 長

下記の物品の所属換を受けたいので請求します。

記

品 名	規格寸法等	数 量	金 額	摘 要

備考 本様式は、物品受領書と組合せて使用することができる。









固定資産使用許可申請書

年 月 日

(あて先)

\_\_\_\_\_

申請人 住所  
氏名 印

固定資産を使用することについて、許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 許可を受けようとする固定資産
  - (1) 名 称
  - (2) 所在地
  - (3) 分 類
  - (4) 数 量
- 2 使用目的
- 3 使用期間
- 4 使用責任者及び人員
- 5 添付書類
  - (1) 使用箇所図面
  - (2) 定款、決算書等（新規の場合）
  - (3) その他











<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">印紙</div>	請 書	年 月 日			
(あて先)		契約者 (納入者)			
		住 所			
		氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>			
下記の受注条件を承諾の上、相違なく履行します。					
納入場所		納入期限又は 納入指定日	年 月 日		
品 目	規格・銘柄等	数量	価 格 (円)		摘 要
			単 価	金 額	
			( )	( )	
			( )	( )	
			( )	( )	
			( )	( )	
			( )	( )	
			( )	( )	
			( )	( )	
			( )	( )	
違 約 金 履行遅滞があつた場合は、下水道局の定めに従い違約金を支払います。					
品質等の保証期間 納入後、 年間は、納入した物品の品質、性能等について保証します。ただし、保証書の保証期間が 年以上の場合は、その保証書記載の保証期間とします。					
注意 価格は消費税及び地方消費税額を含めた額であり、( )内は、価格のうちの消費税及び地方消費税額である。					

備考 1 個々の品目の価格については、消費税及び地方消費税額を含めない金額を記載し、最後の品目の下段に、この契約に係る消費税及び地方消費税額を記載する方法でもよい。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第 62 号 (1)

検査調書 (工事)			
			年 月 日
下記のとおり検査いたしました。			
検査員職氏名			㊟
事業名		工事番号	
工事名	工事		
工事場所			
請負額	金	円	
契約工期	年 月 日から		
	年 月 日まで		
完成年月日	年 月 日		
検査年月日	年 月 日		
請負人住所・氏名			
検査意見			
検査に使用した書類名			

- 備考 1 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。
- 2 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第 62 号 (2)

検 査 調 書

年 月 日

下記のとおり検査いたしました。

検査員職氏名 ㊟

納入場所		納入期限又は 納入 期 日	年 月 日		
品 目	規格・銘柄等	数量	価 格		摘 要
			単 価	金 額	
納 入 者					
契約履行の届出	年 月 日	検査年月日	年 月 日		
検 査 場 所					
検 査 意 見					
検査に使用し た 書 類 名					

- 備考 1 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。
- 2 この様式によりがたいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第 62 号 (3)

検 査 調 書 ( 委 託 )

年 月 日

下記のとおり検査いたしました。

検査員職氏名 ㊟

区 分	内 容
委 託 内 容	
契 約 額	金 円
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
検 査 年 月 日	年 月 日
契約の相手方の 住 所 ・ 氏 名	
検 査 場 所	
検 査 意 見	
検 査 に 使 用 し た 書 類 名	

- 備考 1 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。
- 2 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。



様式第 63 号 (1)

課 長	主 幹	主 査	担 当

年 月 日

物品購入等見積(入札)依頼書(伺い)

下水道管理課長あて

このことについて下記のとおり上記あて依頼してよろしいか伺います。

記

用 途			
納入場所		納期限	
品 名	規 格	数 量	備 考
上記品目の執行予定額			円
印刷物を依頼する場合はこの欄の該当事項を記入してください。	1 青原紙打 2 フォトタイプオフセット 3 タイプ オフセット 4 活版 5 平版 6 両、片面刷 7 校正 ( ) 回 8 色数 ( ) 色刷 9 天のり有、無 10 原稿ページ数 ( ) ページ		

様式第 63 号 (2)

課 長	主 幹	主 査	担 当

平成 年 月 日

下水道管理課長 様

課 (所) 長  
物品購入等見積 (入札) 依頼書

このことについて下記のとおり依頼します。

記

用 途			
納入場所		納期限	
品 名	規 格	数 量	備 考
上記品目の執行予定額	円		
印刷物を依頼する場合はこの欄の該当事項を記入してください。	1 青原紙打 2 フォトタイプオフセット 3 タイプオフセット 4 活版 5 平版 6 両、片面刷 7 校正 ( ) 回 8 色数 ( ) 色刷 9 天のり有、無 10 原稿ページ数 ( ) ページ		

備考 上記のとおり依頼があったので、下記業者を選定し見積 (入札) してよいか伺います。

記

業 者 名	住 所	電話番号	資格者名簿	備 考

予 定 価 格 調 書		決定者印  
		年 月 日
予定価格を次のとおり決定する。		
予定価格		円
(予定価格の100/105		円)
〔最低制限価格		円
	(最低制限価格の100/105	円)〕
記		
給付の内容		
<hr/>		
数	量	
<hr/>		
参考価格		
<hr/>		

- 備考 1 「給付の内容」欄には、物の購入に係る場合はその品目を、役務の提供に係る場合はその役務の種類を記入すること。
- 2 「参考価格」欄には、設計額、調査によって得た見積額等を記入すること。
- 3 記以下の項目の記入は、補助者が行うこと。
- 4 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

年度支出予算の執行見積調書(年度間)

(単位:千円)

科目	予算額	四半期別の執行見積額								概要
		第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
			%		%		%		%	

年度支出予算の執行計画書(年度間)

(単位:千円)

科目	予算額	四半期別の執行計画額								概要
		第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		
		金額	割合 %	金額	割合 %	金額	割合 %	金額	割合 %	
			%		%		%		%	



## 支出負担行為決議書

年度 _____					起案者 _____ (印)	
下記のとおり支出負担行為をします。 また、監督員を別案により請負者あて通知します。					電話 _____ 番	
					決裁 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
管 理 者	局 長	課 長 (所 長)	副 課 長 (副 所 長)	主 幹 (担当部長)	主 査 (担当課長)	担 当
会 計			流 域			
課 所			区 分			
起 票 年 月 日 _____ 負 担 行 為 年 月 日 _____ 件 名 _____ 内 容 _____  契 約 期 間 _____						
消 費 税 区 分		% _____				
子 算 科 目 _____				支 出 負 担 行 為 額 _____ 円		
款 項 目 節 細 節 _____				うち 消 費 税 額 _____ 円		
予 算 額				円 _____		
配 当 済 額				円 _____		
負 担 行 為 額				円 _____		
残 額				円 _____		
取 引 先		住 所 _____			支 払 方 法 _____	
		氏 名 _____				
合 議 _____						

## 予 算 流 用 回 議 書

年度

局 長	課 長	副 課 長	主 幹	主 査	担 当
会 計				流 域	
課 所				区 分	
下記のとおり予算を流用してよいか伺います。					
起案年月日			流 用 額	円	
流 用 先	予 算 科 目		流 域		
	款 項 目 節 細節		当 初 予 算 額	円	
			増 減 額	円	
			予 算 現 額 (流 用 前)	円	
			今 回 流 用 額	円	
予 算 現 額 (流 用 後)	円				
流 用 元	予 算 科 目		流 域		
	款 項 目 節 細節		当 初 予 算 額	円	
			増 減 額	円	
			予 算 現 額 (流 用 前)	円	
			今 回 流 用 額	円	
予 算 現 額 (流 用 後)	円				
流用する理由					
備考					



## 予 備 費 充 当 回 議 書

年度					
局 長	課 長	副 課 長	主 幹	主 査	担 当
会 計				流 域	
課 所				区 分	
下記のとおり予備費を充当してよいか伺います。					
起案年月日			流 用 額	円	
予 備 費 充 当 先	予 算 科 目		流 域		
	款 項 目 節 細 節		当 初 予 算 額	円	
			増 減 額	円	
			予算現額(流用前)	円	
			今 回 充 当 額	円	
			予算現額(流用後)	円	
予 備 費 明 細	予 算 科 目		流 域		
	款 項 目 節 細 節		当 初 予 算 額	円	
			増 減 額	円	
			予算現額(流用前)	円	
			今 回 充 当 額	円	
			予算現額(流用後)	円	
充当する理由					
備考					

様式第 71 号

繰越見込調書

科 目	工 事 名	予 定 額	執 行 予 定 額	繰 越 見 込 額	繰 越 理 由
		円	円	円	

様式第 72 号

年度 流域下水道事業会計継続費繰越計算調書

- 1 款項目
- 2 事業名
- 3 継続費の総額及び年割額

節及び細節	継続費予算現額			支払義務発生（見込）額			残額	翌年度繰 次繰越額	翌年度繰次繰越額に係る財源内 訳		翌年度繰次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
	予算計上額	前年度繰 次繰越額	計	支払義務 発生額	支払義務 発生見込 額	計			何々	何々	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 翌年度繰次繰越額に係る財源内訳欄には、継続費の翌年度繰次繰越額に充てるべき翌年度における財源（当該年度における継続費の財源のうち翌年度に収入するものを含む。）の予定を記載すること。なお、財源については、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

年度

流域下水道事業会計予算繰越計算調書

- 1 事業名
- 2 繰越の理由
- 3 繰越計算書

(単位 円)

款 項 目	節 及 び 細 節	予 算 現 額				支払義務 発生額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	備 考
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費充 当額又は 流用増 (△)減額	計			何 々	何 々			
(款)												
(項)												
(目)	(節)											
	(細節)											
	(節)											
	(細節)											

備考 1 法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額と同条第2項ただし書の規定による事故繰越額とは、それぞれ別表として作成すること。

2 財源内訳欄には、翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源（当該年度における財源のうち翌年度に収入するものを含む。）の予定を記載すること。なお、この場合においては、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

年度 流域下水道事業会計継続費精算調書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較			
				年 割 額	左の財源内訳		支払義務 発生額	左の財源内訳		年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳		
					何 々	何 々		何 々	何 々		何 々	何 々	
1 何々	2 何々												
			計										

備考 財源内訳欄には、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

一時借入金借入れ（返済）通知書

年 月 日

下水道局長 様

埼玉県下水道局企業出納員

下記のとおり一時借入金の借入れ（返済）したいので通知します。

記

借入金

借入 年月日	返済予定 年 月 日	金 額	備 考
		円	

返済金

返済 年月日	元 金	利 金			備 考
		借入月日	日数	利率%	
	円			円	

基金運用状況報告書

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
不 動 産	土 地	山 林	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		何 々	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	立 木	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	何 々			
動 産	何 々			
有 価 証 券		千円	千円	千円
現 金		千円	千円	千円

備考 この調書は、基金の種類ごとに記載すること。

